

商務省は上記の條件に依り保護の審査を爲すべき一應の理由ありと認むる時は審査會に審査を要求すべし。
〔第二節審査會に對する指令〕

前節の審査を行ふ爲めに商務省に依り任命せられたる審査會は次の各項につき答申する事を要す。

- (1)、保護を申請する産業は従業者の數又は生産品の性質より見て實質的に重要な産業なりや否や。
 - (2)、保護を申請する産業の生産品と同種の外國品が異常に多く英國に輸入せられ、國內消費の爲めに滞貨するや否や。
 - (3)、該輸入品は同種の英國品が利益を得て生産販賣し得る價格以下にて、英國内に於て販賣せられ又は販賣の申込を受け居るや否や。
 - (4)、該競争が劇烈なるか、又はその範圍の廣汎なるが爲めに、同種品を生産する英國産業に於ける労働の需要に著しき悪影響を與へ又は與へんとするや否や。
 - (5)、斯くの如き異常なる競争は主として英國と産業事情を異にする爲め其の競争を不公正にするが如き國より來るや否や。
- 競争を不公正にすと認むべきは次の各項のA又はB以上より起りたる場合に限る。
- A、貨幣價值下落の爲めに輸出國に於て輸出獎勵金を受くるが如き作用を生じたる場合
 - B、補助金、獎勵金又は其他の人の爲の利益を受くる場合
 - C、該輸入品の生産に於ける賃銀、労働時間、其他の労働條件が英國に於ける同種品の生産に於けるよりも不良なる場合
 - D、競争を不公正にするや否やを決定するに當り、審査會は前記の外、英國工業を競争國工業に比し著しく不利

益ならしむと認むべき特種の事情を指摘することを得

- (6)、保護を申請する工業が英國に於て相當の能率及び節約の下に經營せられつゝありや否や。
- (7)、保護を申請する物品に關稅を課する結果、其の種の物品を使用する他の工業に於ける労働者の需要に著しき悪影響を齎すべきや否や。
- (8)、前記の條件を考慮したる上審査會は保護の申請を正當なりと認むるや否や及び保護を正當なりと認むる時は幾何の關稅率が前記の不正競争を除去するに足ると認むるや否や。

〔第三節審査會の組織〕

審査會は商務省の任命する五名以内の委員を以て組織す。審査會の報告に基き採用せらるべき方策により著しき影響を受くべき利害關係者は審査會の委員に任命せらるゝことなし。

〔第四節審査規定〕

審査會はその報告を命ぜられたる諸事項を考慮して、各其の審査手續を定むる権限を有す。證言を聴取する審査會の議事は公開す。

但、審査會は秘密の性質を有すと認むべき事項に付證言を聴取する間は其の傍聽を禁止することを得。

以上の新規則は法律にあらざれど、實質上は一九二四年八月十九日期限満了と共に、同年一月組織された労働黨内閣によつて廢止された一九二一年八月十九日實施の産業保護法第二部投資防止規定に代るべきものであつた。

二三、一九二五年の保守黨内閣によつてマツケナ關稅蘇る

保守黨内閣の藏相チャーチルは一九二五年四月二十八日組閣後第一回の豫算案を下院に提出したが、結局次ぎに記すが如き決定を見るに至つた。元來、此豫算案は關稅増徴が主眼であつて、所得稅は大體に於て輕減されたる傾向を示した。今その關稅改正の點に就て講究するに、勞働黨内閣によつて廢止されたマツケナ關稅を復活せるのみならず、植民地代表に約せる保守黨としての政策を遂行するため帝國特惠關稅の擴張を行つたのが注目し値する。

一九二五年に於ける關稅改正

- 一、マツケナ關稅は一九一五年制定され自動車、時計、樂器、活動寫眞のフィルムに對し從價三割三分の一を賦課したが、一九二四年時の勞働黨内閣によつて廢止されたのを、更に復活し、七月一日より實施されることになつた。
- 二、絹及び人造絹に對し新稅を設け一封度に付四志、即ち從價一割七分乃至二割五分を基礎とし加工の程度に應じ、原系より織物製品に至る工程の差に應じ、一々課稅項目を區分し、原則として從量稅を課し、品種によつて從量稅を課し得ざる組合には加工の程度により二分乃至三割三分三分の一の從價稅を徵收する。假へば、絹に就いて云ふと繭、屑絲、生絲、絹織物(羽二重、絹紬、富士絹)等に區分され、日本の羽二重の如きは一封度に付六志六片、富士絹、絹紬、縮緬の如きは七志九片を課稅し、人絹製品に就ても同様、人絹屑絲、人絹糸、人絹眞田及び人絹織物等の各工程に従つて異なる稅率を規定した。

- 三、ホップに對して新稅を設け、八月十六日以降四箇年間に一ハンドレッドウェイトに付四磅の關稅を課した。ホップは從來國產獎勵の必要上、輸入の管理を行つたが其の期限が満了となつたので、それに替ふるに關稅の保護を以てした。之れに關して麥酒の關稅を増徴したが、夫れは該課稅を補償する必要から出でゐる。
- 四、レース及び刺繡に對して新稅を設けた。即ち七月一日以降五箇年間從價三割三分三分の一の關稅を綿絲、絹絲其他の織物から作つたレース及び總ての織維から作つた刺繡に賦課した。
- 五、一九二三年の帝國經濟會議の時、植民地代表に内示した英國政府の具體案を、食料品に對し新稅を課し又は増稅を行はぬ範圍で實行し、保守黨としての素懷を遂げんとするものである。即ち、左の五項目に亘つて七月一日から實施を見た。
 - A、現在六分の五の特惠を認められた乾果の關稅を無稅とした。
 - B、煙草の特惠引率を六分の一より四分の一に増率した。
 - C、葡萄酒は之を一種に分類し、放泡性葡萄酒の附加稅は現在に於ける三割の特惠引率を五割に増率し、其他の葡萄酒は特惠關稅引率を三分の一より三分の二に増率した。
 - D、砂糖の特惠率は品種によつて多少は異なるが大體從來の特惠引率六分の一を三分の一に増率した。而して此の砂糖特惠率は十箇年間繼續する。其の間に於て一般關稅が特惠引率又はそれ以上引下げられた時は、英帝國產の砂糖は無稅とする。
 - E、上記のマツケナ關稅、絹及び人造絹糸關稅、ホップ關稅、レース及び刺繡關稅に就ては總て三分の一の特惠引率を與へる。
- 六、又物類、織物手袋及び皮革手袋並に瓦斯マントルに對して新稅が設けられた。即ち、一九二五年十二月の議

會（自一至五は一九二五年四月二十八日の提案）に於て新産業保護規則（一九二五年二月三日公布）により保證すべきものとして提案され之等に對し五ヶ年間從價三割三分三分の一の關稅を課し、植民地には何れも三分の一の特惠を與へることにし同年十二月二十二日裁可實施となつた。同時に包装用紙及び紙袋用紙の關稅も提案されたが會期切迫の折柄反對論が多かつたので撤回の運命に會した。

之を要するに、右の一九二五年の關稅改正によつて著しく保護色が加へられたことを見逃がす譯には行かない。例へば、右記のマツケナ關稅の如きは（一）奢侈の抑制（二）國際貸借の改善（三）國庫の收入増加の三大目標を置いて歐州大戰中に創設されたものであつたが、既記の如く、一九二四年労働黨内閣によつて廢止の運命に逢着したものを更に、戦後に方つて力説して復活して居る。けれど之が復活は財政上の理由は口實に過ぎず實は保守黨本來の保護政策を實行する爲めに在つたことは否むべからざるの事實である。

其他、所謂絹關稅と云はるゝ絹及び人絹の關稅に關するチャールズ藏相の試みた演說中「本稅の目的は國庫の收入を得るに在る。従つて人造絹に就ては關稅を課すると同時に國內生産品に消費稅を賦課した（絹は國內生産品でないから消費稅を課する要はないが）が消費稅は關稅よりも稍々低率にしたと云ふ點は明かに内地産業の保護精神に基づいたものである。

尙ほ、帝國特惠關稅の擴張に方つても、砂糖の特惠に對しては十箇年間の繼續とした。此の植民地砂

糖生産者に對して十箇年の長期に亘る低率關稅を保證せる如きは確かに重要視すべき一事でなければならぬ。

二四、更に保護色のをかけた一九二六年の關稅條例

超えて一九二六年の關稅改正に於てポールドウイン内閣は、前年の關稅改正に引續き左の如く、保護關稅の色彩を更に濃厚ならしめた。

一九二六年に於ける關稅改正

- 、元來、此の一九二六年は、去る一九二一年の産業保護法令第一部樞要工業の保護期限が八月十九日を以て満了するので、政府は該問題の調査委員を任命して調査せしむる處あつた。其の結果に基き、樞要工業の保護期を更に十ヶ年間延長することに議會の協賛を経たが、夫れと共に更に増徴、擴張が行はれた。即ち、眼鏡類の關稅をそれまで從價三割三分三分の一であつたのを五割に増率し、又、無定形炭素電極、モリブデナム類、バナチニウム類にも從價三割三分三分の一の關稅を賦課して、樞要工業保護の範圍を擴張した。
- 一、マツケナ關稅に於ては自動車中、救急自動車、消防自動車、乗合自動車等主として業務上に使用されるものに對しては關稅を除外して居たが一九二六年法は此の除外を廢し總て右の業務用自動車にも從價三割三分三分の一の關稅を賦課して自動車關稅の擴張を行つた。
- 三、包装用紙及び紙袋用紙に對して新に關稅を設けた。之れは前年十二月の議會に於て會期切迫の爲めに撤回したものであつたが、再度の提案によつて從價一割六分三分の二の關稅が賦課された。

四、一九二五年の特惠關稅に比較して更にその特惠年限を延長した。即ち、以上の改正關稅と關聯して植民地産品には總べて三分の一の特惠を與ふる以外、現在與へつゝある總べての物品に對する特惠を、砂糖と同様、十箇年間繼續を保證した。

五、古物に對する關稅の免除を行つた。即ち、百年以上の年限を経過した葡萄酒及び酒精飲料以外の古物に對しては、關稅の賦課を免除するの新例を開いた。

之を要するに、一九二六年の英國に於ける關稅改正は、前年度に行はれた保護色關稅に、更に是をかけたものであることは右によつて明かである。右記の自動車關稅に對する課稅範圍の擴張の如きは名を國庫の收入増加に藉りて國內に於ける自動車工業の徹底的保護を行ふものであることは贅言を要しない。チャールナル藏相が當時議會に於いて行つた提案理由なるものは、從來の如く普通乗用自動車と業務用自動車との間に關稅の有無があることは當に、輸入の際に其の區別を爲すの必要上手数煩累を要するのみならず、普通乗用自動車は業務用自動車に改造することも出来、且自動車部分品中には双方に使用せらるゝものもあつて、普通乗用自動車と業務用自動車との區別が困難なので課稅の不公平を生ずることになるからだとあつた。然しながら、業務用自動車は産業保護を受ける條件を具備してゐないから、右の理由の下に之れに課稅して、國內自動車工業を徹底的に保護するものであることは其の反對者の言を俟つて初めて知る譯のものでもない。

また植民地に對する特惠を當に三分の一輕減に止めず、前年その先例を作つた砂糖關稅の如く、總ての特惠品にも擴張して砂糖同様に十箇年間繼續の保證を與へたことは、彼の一九二三年の帝國經濟議會の時に植民地代表に與へた約束を果すべく誠意を示した譯でもあらうが、また之れによつて植民地の産業を確實に開發せしめんとする政策からでもあつた。斯くして英本國と植民地との聯繫密度を深からしむることは總て、英帝國內の産業を全般的に發達せしむる効果を齎らし、恰も米國聯邦の如き成果を舉ぐるに便ならしめんとする意思に合致するものであつた。

叙上の如く、保守黨内閣は一九二五年、一九二六年に亘つて其の政綱に基づく關稅の改正を行つたが、此の保守黨内閣によつて行はれた關稅政策が自由黨若くは労働黨に政權が移つた場合一九二四年に労働黨内閣が採つたやうな著しき變化を與へるやうなことがあるであらうか。見やうによつては一九二三年ボールドウィン首相の下に保守黨(統一黨)内閣が採つた一般的保護政策の現れは英國に於る大戦後の最高調のものであり、また一九二四年にマクドナルド首相の下に労働黨内閣が自由黨と提携して斷行した自由貿易主義の現れは、恐らく大戦後の近き將來に於る自由貿易政策の最高調のもの云ひ得るかも知れない。

二五、一九二七年の關稅改正と其の内容

ボールドウィン内閣によつて一九二五年二月三日公布實施せられた産業保護手續及び審査規則に基く

保護申請は爾來漸増したが、また其の審査受理規定に基いて受理する保守黨政府の態度も、統一黨本來の保護主義に傾くのは已むを得なかつた。否、保守黨（統一黨）は夫等の申請を吸引するために、商務省をして右の審査受理規定を設定せしめたものと云はれても致方あるまい。

一九二七年に於ける關稅改正

右の産業保護規則實施後、審査委員會は先づ、レース及び織物製手袋、包装用紙及び紙袋用紙等の保護關稅を設定すべく決定し、包装用紙及び紙袋用紙に對しては從價一割七分五厘、其他の諸點に對しては從價三割三分五厘の稅率を賦課すべきことを商務省に報告した。其の報告に基づいて愈々、包装用紙及び紙袋用紙に對して從價一割六分三分の二、其他の諸品に對して委員會報告通り三割三分五厘の關稅率を實施されたが、今左に一九二七年に於ける保護關稅設定の申請並に其他の關稅改正の概要を記して見よう。

一、陶器に對しては毎ハンドレッドウェイトニ付一磅八志の關稅を賦課された。即ち英國陶器製造業者協會よりの申請に基く陶器保護關稅設定の件は、一九二六年十月十二日委員の任命を見たる審査委員會によつて一九二七年四月十日に報告書が提出されたがその報告は二派に分れてゐた。該委員三名の内二名は、爾後五ヶ年間輸入陶器製食器及び茶器類に對し毎ハンドレッドウェイトに付二十八志（從價三割三分三分の一に當る）の課稅を適當としたが、他の一名は、課稅するの要がないと云ふに在つた。茲に於てか、一九二七年財政法第七節の規定により一九二七年四月十九日以降五箇年分は透明又は硝子質陶器にして普通飲食に關聯して使用せらるゝ

種類のもの及び其の構成部分品にして英國又は北愛蘭に輸入せらるゝものに對しては、毎ハンドレッドウェイトに付一磅八志の關稅を賦課することに決した。萬一、右記物品が英帝國から積送され又は英帝國にて生産製造されたことを關稅委員が認めた時は、右記稅率の三分の二の特惠稅にて課稅することにした。該稅は一九二七年四月十九日までに輸入申告を爲し、通關手續を爲さざりし右記物品の全部に適用される。但、子供用玩具及び飲食に關聯して補助的に使用せらるる小物品にして其の價格每個一志を超えないものは之を免稅とする。

二、包装紙輸入稅は一九二六年五月一日から從價一割六分三分の二を課せられたが、英帝國製產品にしては一般稅率の三分の二を賦課せられた。但、玩具遊戲用品、祭及集會等に使用する紙製裝飾品等に對しては本稅を免除したが、一九二七年財政法に依り、七月二十九日以降、特種の包紙にして全然紡績用のみ輸入せらるゝことを認定せる時は、關稅委員は收入保護に必要と認むる條件を付し免稅又は徵收關稅の返還を許可することを得と改正した。

三、眞田に對して一部の免稅があつた。即ち一九二七年一月五日の命令を以て、一九二六年財政法第十二條に基き、左記商品に對しては一九二五年の財政法第六條に依り賦課せられたのを免稅とした。

- (1) サークューラーレスマシンのよつて作られたブレインプレートッドブレイド
- (2) 全部又は主として亞麻、草、黃麻、麥稈、經木、紙又は人造絹糸、藁の眞田にしてサーキューラーマシンによつて作られたもの及び、是等を材料とするブレンクロチエツトブレイド
- (3) 免稅は一九二七年一月五日以前に稅關登録を受けざりし處の上記商品に適用される。

四、絹及人造絹に對して戻稅が認められた。即ち、一九二六年財政法中の規定により、關稅並に國內消費稅委員は輸出者の申請に基き、英本國又は北部愛蘭生産の一部絹織物に對し、戻稅の制度を認めた。

五、樞要産業保護關稅から一部化學品が免稅となつた。即ち、一九二六年財政法第十節に規定の權限遂行の爲め、大藏省公布の一九二七年三月七日附産業保護免稅命令第一條に依り、一部化學品に對して、命令書の日附より十二箇月間は、一九二二年樞要産業法（一九二六年の財政法によつて修正擴張された）に依る課稅を免除された。

六、一九二五年に認められたタイヤの免稅が撤回された。即ち一九二七年四月十一日下院に提出された決議案により、自動車、自動自轉車及び自動三輪車の附屬品及び構成部分品に賦課された關稅より、一九二五年の財政法第三節に依つて認められたタイヤの免稅は、一九二七年四月十二日附を以て廢止された。而して之れに對する課稅は、從價三割三分三分の一であるが、若し英帝國より積送され又は英帝國內にて生産製造せられることを關稅並に國內消費稅委員が認定した場合には、其の三分の二の特惠率によつて課稅される。

二六、一九二八年の關稅改正は減稅若くは免稅を算するも課稅範圍擴大さる

前記の如く、一九二七年の關稅改正に方つては、陶器に對する關稅賦課が目立つたもので其他に至つては寧ろ免除されたものが多く只タイヤの免稅が撤回された位のものである。殊に、審査委員會に在つては當業者よりの保護申請を却下して居る。即ち、手巾、家具用麻木綿、黃麻及び亞麻製品、建築並に記念碑用花崗石製品に關する保護關稅の申請に對し、一九二七年一月、關稅賦課の可否を審査せしむる爲め、夫々審査委員を任命したが、該委員會は外國品の不正競争を認めずと云ふ理由に基いてその申請を却下した。

尙ほ夫れ以外に、莫大小製品に對する保護の申請があつた。然し夫れに對しては曩に審査委員會は保護關稅設定の條件に合致せぬと云ふ理由によつて、一九二六年八月十七日此の申請を拒絶する旨を發表して居る。されど夫れに對して無碍に拒絶したと云ふのではない。爾後に於て綿製靴下及び肌衣類の輸入が増加し、其の爲めに失業者の増加を招來するやうなことがあつた場合、申請者は更に詳細なる證據を呈示して、再請願をすることを得と云ふ條件が附加されてゐた。依つて、その附帶條件に基き、英國莫大小製造業者團體は一九二七年、事實問題を指摘して再び莫大小保護關稅の申請をしたが、課稅の再申請を理由とする輸入増加、失業者漸増の事實は纔に、安物綿製莫大小肌衣及び靴下に認め得るに過ぎずして、斯業全體から見ると特に右莫大小製品に對してのみ保護を加ふるの必要を認めずとあつて、審査委員會は遂に再度の保護申請を却下して終つた。

越えて一九二八年度に於る英國の關稅制度の改正は却て率を引下げられたもの及び免稅となつたものがあつた位だが、然し、課稅範圍の擴大を見たものがあるから、引續き之を記すことにしたい。

一九二八年に於ける關稅改正（一）

一、貝鈕釦の課稅理由として日本品を引合ひに出して居る處が面白い。即ち、一九二七年十一月に於ける審査委員會は、貝鈕釦保護關稅申請者の指摘した日本品の不正競争並に勞働狀態の低廉な事實に就き、假令英國の斯

業者が原料を植民地から輸入することが出来ても、日本は尙ほ遙かに原料蒐集上有利な地位に在り、且、労働條件及び技術上の先天的優越は、課税に依り到底その輸入を阻止し得ざるを理由として極力課税に反対したが議會は遂に既製未製を問はず一九二八年四月二十八日以降の輸入に係る一切の釦に對し、從價三割三分三分の一の關税を賦課した。但、輸入の際、衣類に取付けられた釦の課税は之を免除とした。而して特惠税率は該税率の三分の二に決した。

二、機械的點火器及び構成部分品に對して新規に關税が設けられた。即ち、四月二十四日下院に提出された決議案に基いて、一九二八年四月二十八日以降、輸入に係る各種機械的又は化學的装置にして、携帯せられ且、夫れ自體又は瓦斯と結合して火花を發するが如き装置（石以外）の構成部分に對しては、六片の關税を賦課した。

三、炭火水素油に對しても新規に關税が設けられた。即ち、四月二十四日下院に提出せられ、五月一日下院に於て修正された決議案に基き、四月二十五日以降、各種石油コールドル及び石炭、泥炭又は瀝青質物質より生産した油及び各種液體、炭化水素に對し、毎ガロン四片の關税を賦課した。

四、珪瑯鐵器に對しても新規に關税が設けられた。即ち、珪瑯鐵器保護問題に對しては、從價二割五分の輸入税を賦課するを以て適當と認むといふ審査委員會の決議に基き、政府は六月八日議會を通過せしむることが出来た。夫れによつて一九二八年六月十三日以降五ヶ年間鐵鋼エナメル家庭用器具に對し、從價二割五分の關税を賦課することに決定した。

商務大臣は右の決議を議會に提案するに方り「珪瑯鐵器課税は最初一九二二年八月に設定せられ、一九二四年八月まで其の實施を見たが、該課税の廢止と共に輸入が激増し、殊に獨逸品の侵入夥しく英國

斯業者の受けた打撃は甚大にして、一方には失業者の激増を見るに至つた。一九二六年珪瑯器製造業者は保護申請をしたのであるが、其の審査に當つた委員の課税拒否決定に依つて保護せらるゝ譯に行かなかつた。然るに本年三月再度の申請に依つて任命された委員會の決定に基づいて今後五ヶ年、本品に對し從價二割五分の課税を賦課するに至つたのである。」と説明した。

夫れに對し労働黨は「保護課税の結果は、賃銀の確保や、能率の増進を期し得ないことが明かであるから、更に其の必要はない。」と反對したが、夫れは一應の反對論に止まり、議會は右の委員會案通り可決して終つた。

右に對する特惠税率は三分の二を賦課し、該物品にして右記以外に他の關税を賦課せられる場合は最高の税率を適用せらると云ふ附帶規則が伴つた。

二七、一九二九年總選舉の結果第二次労働黨内閣の出現を見る

一九二八年に於ける關稅改正 (一)

五、科學的フィルムに對して免税があつた。即ち、一九二八年財政法第八條にはネガチヴ及びボヂチヴンネマトグラフフィルムに對して、一九二五年財政法三條第一項に依つて課せられた關税は、倫敦王室自然科學獎勵協會によつて認許せられた科學的團體の會員の展覽にのみ供するフィルムであつて、無料展覽の爲めのみ輸入せらるゝものに就ては、之を免除することになつた。

六、砂糖、糖蜜、グルコース及びサツカリンに對して稅率の引下げが行はれた。即ち、一九二八年四月二十四日下院に提出せられた決議に基いて翌二十五日以降次の如く稅率の變更が行はれた。それと同時に砂糖を含有する製品の關稅率及び戻稅が變更された。

砂糖—(一) 偏光度に應じ毎ハンドレッドウェイトに付一般稅率四志六片乃至十一志八片(同特惠稅率二志五片乃至五志十片)

(二) 糖蜜及び轉化糖並に其他各種の砂糖及び砂糖エキスにして偏光器に依り完全に試験し得ざるもの

(A) 甘味を與へる物質五割以上を含まざるものハンドレッドウェイト一般稅率二志七片(同特惠稅率一志三片半)

(B) 同上五割以上七割以下を含むものハンドレッドウェイト一般稅率五志四片(同特惠稅率二志八片)

(C) 同上七割以上を含むものハンドレッドウェイト一般稅率七志五片(同特惠稅率三志八片半)

グルコース—(一) 固形毎ハンドレッドウェイト一般稅率七志五片(同特惠稅率三志八片半)

(二) 液體毎ハンドレッドウェイト一般稅率五志四片(同特惠稅率二志八片)

サツカリン—(類似性質及び用途の物質を含む毎オンス一般稅率三志九片(同特惠稅率一志十片半))

一九二九年労働党内閣の下に於ける關稅政策

一九二九年に於ける總選舉の結果は第二次労働党内閣の出現を見るに至つた。マクドナルド首相は其の施政方針演説中、關稅政策に就いて左の如く言及して居る。

「現行産業保護關稅に對し其の設定の當時から極力反對せる労働黨としては、適當なる時期に於て之が廢止を行はうとするものである。また所謂保護關稅は國民多數の反對あるを以て、常に期限到着の際に之を更新せざるのみならず、施行期間中と雖も、課稅廢止を必要とし、且、實行可能な場合は之が廢止を執行せんとするものである。尤も課稅變更の結果が關係事業に及ぼす影響を考慮し、且歳入上の見地より其の方針を決定する必要があることは勿論であるが、前政府の發表を差控へた毛織物保護課稅委員會の報告は、直に發表すると共に、其の勸告は之を採擇せぬことに決定した。」

政策の相反せる労働黨としては前保守党内閣の打立てた政策をその儘踏襲する筈はない。故に右の聲明のやうに樞要産業保護法第一部の規定に基く樞要産業に關する保護關稅に對しても、産業保護手續及び審査規則に基く保護關稅並に其他の保護關稅に對しても、常に、更新の舉に出でざるのみならず、期間中と雖も適當の機を見て之を廢止するであらうと云ふに敢て不思議はない。

また労働黨のスノーデン藏相は同年七月九日下院に於ける勅語奉答案の討議中保守黨側から提出された産業保護關稅の項に關する修正動議、即ち「大英帝國間の特惠關稅條項存續」の必要を説いて肉薄した保守黨側に對して、飽くまでも特惠關稅の好ましからざるものであると云ふ立場を固執し、遅かれ早かれ保守党内閣の創設した産業保護關稅及び之れに類似した保護的性質を有する總ての關稅を撤廢すべき態度を明かにした。

「マツケナ關稅及び他の産業保護法を次期豫算編成前に廢するか、同豫算中に於いて廢するかは今明言

出来ない。政府としては勿論英帝國內に於ける最も密接な通商關係を益々増進することに意を用ふるものであるが、然も、特惠關稅制度が其の最も有利なる方法であるとは信ずることが出来ない。蓋し、特惠關稅制度は食料品並に原料品に課稅することなしに行ふことは到底不可能である。政府として食料品及び原料品に課稅することには賛成する譯に行かない。余は現勞働黨内閣の存在中に於て食料品、砂糖、乾果實、其他既に課稅されつゝある總ての食料品の關稅を全部一掃するに至らんことを希望してゐる。従つて特惠關稅も是等課稅の一掃と共に當然廢滅すべきものである。一方、政府は一部砂糖産出地の植民地が經驗しつゝある困難に就ては、非常なる同情を以て考慮中で、是等の植民地が將來世界の製糖競争に對立し得るために、何等か援助の手段なきかを研究する筈である。其他政府は前述の如く、英帝國各地と最も密接なる通商關係を開拓する熱心な希望を有するものであり、既に英帝國各自治領其他の政府と交渉を開始し、新たに英帝國經濟會議を開催して、帝國內通商關係促進の方法を討議するの可能性に就き打合せを行つてゐる。」

此のスノーデンの演説後、保守黨提出の修正案が表決されたが、勞働黨政府は自由黨の支援を得て二〇對三四〇票の大差を以て夫れを否決し去つた。

二八、勞働黨内閣の關稅政策と第十回國際聯盟總會に於ける英商相の提案

前記の如く、英國勞働黨内閣の關稅政策は主義として自由貿易に在ることが窺はれる。

然しなからスノーデン藏相の一九二九年七月九日下院で試みた演説の如く、保守黨内閣時代の保護關稅を平履の如くに廢棄し去ることは事情が許すであらうか。第一次勞働黨内閣の時は物の見事にマツケナ關稅を廢止し、一見自由主義に復歸したかの如くにあつたが一九二四年秋、保守黨内閣の再現するや既記の如く、マツケナ關稅を復活し、所謂絹關稅の新設を首めとし其他課稅範圍を擴張した。

之れは極端から極端、勞働黨内閣の反動政策が保守黨内閣に現はれたと云ふ結果を見せたが、何時の場合にも同一だと云ふことは出来まい。歐洲大戰後の不況、殊に英國産業の現状から見ると、失業問題の對策上或る程度の保護政策は已むを得なからうと云ふ形勢が馴致されて居るのを見逃せない。

殊に、勞働黨の對ランカシャー政策に於て夫れを考へさせられるものがある。即ち、勞働黨はランカシャー紡績事業に對し補助金を出すとか、東洋進出に對し何等かの新政策を採るとか、種々對策が講究され、根本的立直しに就いて勞働黨内閣は、合理的經營を決定せしむることを聲明した。尤も、勞働黨内閣に於ては之れを遂行するに有利な立場に在るから、自然日本紡績製品との東洋市場に於ける競争の激甚さを思はせるものがあつた。

一九二九年九月ゼネツアの國際聯盟第十回總會に於ける經濟上の問題として二つの重要な提案があつたが、其の中の一つは英國の勞働黨内閣の關稅政策を知る上に於いて大いに便宜なものであるから併せて之れを記す事にする。

第十回國際聯盟總會と英國商務卿の關稅休戰提案

一、歐洲經濟同盟論(佛國ブリアン首相の提案)

二、關稅据置條約案(英國グラハム商務卿の提案)

即ち、(一)の佛國ブリアン首相の主張に係る歐洲經濟同盟論なるものは、米國の繁榮に對抗して歐洲の不況を挽回しよう云ふ趣意から出發して居る。米國は四十八州の廣い範圍の内で、一億二千萬の人口を基礎とし大量生産を實行することが出来るけれど、歐洲は三億の人口を有しながら二十七箇國に分たれて居るため通商の障害が多く、産業恢復が思ふやうに進まない。故に、歐洲諸國は國家的偏見を去つて相互に協調すべしと云ふのであつて、此の協調は總て關稅同盟まで行かなければ徹底しない。(二)の英國グラハム商務卿の主張に係る關稅据置條約案なるものは、各國現行關稅率を二年間引上げぬと云ふ協定である。是は一九二七年の國際經濟會議の決議に基き自由通商を實現しようとしても容易に各國の意見が纏まらないから、先づ手輕な處で二年間と云ふ短期間、然も引上げを中止すると云ふ極めて消極的な取極めをしよう云ふ主旨である。詰まり、差當り二箇年間關稅休戰日を設定しよう云ふので

ある。

國際聯盟のドラモンド事務總長から聯盟國及び非聯盟國總ての政府に對し

「一九三〇年一月末を期し關稅休日に關する協定締結の目的を以て國際會議を招集する」

旨を通告し會議に参加するの用意ありや否やに付回答を求めた處十一月、英國政府は率先して參加の意を明かにし、併せて右會議の重要性に鑑み商務卿ウイリアム・グラハムを代表として推すべきことの通牒を發した。

英國勞働黨内閣の此の舉措は明かに自由通商に賛成し、關稅休戰日の設定に努力して居る事が分る。然しながら一九二九年の英國に於ける關稅政策は流石の勞働黨内閣と雖も、第一次勞働黨内閣の時の如く思ひ切つた態度に出ることを避け、何れかと云へば環境に支配さるべく餘儀なくされた。されど、此の儘に有邪無邪に過ごす譯に行かないので、帝國經濟會議を倫敦に開いて適切なる對策を講究しよう云ふことにした。何分にも一般經濟界が悪化し、失業者の數が増加の一方に在る際如何に自由主義の勞働黨とは云へ、關稅障壁を一舉にして撤廢し去ることは、影響する處が大きいため慎重の上にも慎重を要すると云ふ傾向を帯びて來た。第二次勞働黨内閣の第一年も四圍の事常に支配され、思ひ切つたことが出來ず、來るべき國際關稅會議に於ける關稅休戰日の設定に望みを囑して其の年を送るより致方がなかつた。

第四章 關稅休日會議と英國の腹案

二九、關稅休日國際會議劈頭に試みたモルトケ伯の演說

一九三〇年一月末に開催さるべき筈であつた關稅休日國際會議は、其後二月十七日に變更されゼネヴァ聯盟事務局ガラスの間で開かれた。

此の會議は前記の如く英國グララム商務卿の主張に係るものであるだけに、英國の關稅政策を知る上に便宜となるものであるから、出来るだけ該會議の内容と結果とを把握することに努めよう。

關稅休日國際會議の經過 (一)

參加國は歐羅巴二十七ヶ國、歐羅巴以外日本、コロンビア、ベルーの三ヶ國合計三十ヶ國である。右の參加國以外單にオブザーヴァーを派遣せる國はブラジル、支那、キューバ、メキシコ、ベルシヤ、米國、ドミニカ共和國の七ヶ國であつて、英國自治領では南阿聯邦、オーストラリア、カナダ、印度、新西蘭は豫定された如く其の姿を見せず、只、愛蘭自由國一ヶ國だけであつた。

先づ問題となれるは會議の名稱であつた。從來「關稅休日會議」と唱へたものを「經濟的一致行動を執る目的の豫備會議」と呼ぶことにした。夫れは關稅休日の文句が餘りに強すぎる傾きがあり、一般の誤解を招く虞があると云ふので、此の名稱に變へたのである。最初の十七日から二十日までの一般討議

に於て、議長モルトケ伯、前デンマルク外相)並に、ベルギー、英國の代表者から、

「本會議が夫れ自體を目的としたものでなく、單に將來の共同的商議に對する豫備的な會合に過ぎず、本會によつて關稅安定を期待する事は非常な間違ひである。」

と指摘された。會議の劈頭議長モルトケ伯は演說を試みたが其の演說中左の右き要旨を述べて居る。

即ち、本會議が特に歐羅巴の經濟的事情に直面した歐羅巴だけの會議であることにつき注意を喚起し、又本會議がそれ自體を最終の目的としたものではなく將來鞏固な地盤の下に然も信頼の空氣の中に在つて、共同的經濟的商議に到達せんとする爲めの一手段としての豫備的會議に過ぎない所以を説き、轉じて議事の問題に言及し會議の基礎となるべき共通原則を得る爲めには各國代表による一般討議より始めることとし、條約案の審議は後廻しにしたい。更に、世間により唱へられてゐる本會議の「關稅休日會議」なる名稱はその字句に於て餘りに強きに失する憾みあり、關稅休日の價值は今後引續き行はることあるべき商議に於て見出されるものである。尙又、通商條約の問題に於て各國はその通商政策上、一方に於て國內生産者の爲めに國內市場を保持し、他面に於て海外市場の開拓を圖らんする二つの相容れざる目的を抱いてゐるのであるが、其の後者の目的の達成として現在歐羅巴に於て協定稅率に基く非常なる數に上る通商條約を見るのである。二國間の商議に依る通商條約はその締結方法に比較的單純性を認め得るも、締結國が利權に對する代償として得らるべき全般の利益を一目にて理解し得られない缺點がある。共同的商議による條約の締結は複雑ではあるが、若し満足に行はれんか、その齎らす利益は大なるものがある。故に今後本會議の調印國間に於て行はれる商議に於ては從來二國間條約中に相互が認め合つた市場擴大の約束を、今回は商議の範圍内に於て更に効果的ならしめ、右諸國に特別な利益を齎らすやう努

めることが必要である。

議長の演説後會議は一般討議に移り、各國代表は夫々會議に對する自國の立場を明かにすべく聲明を行つたが、就中イー・マンヌ（白耳義外相）と共に本會議の二大立役者の一人である英國商務卿グラハムは左の如き要旨を陳べた。

即ち、此の會議を機會に各國の商務相間に直接交渉が開かるゝことの重要性を高調し、世界が現在當面せる經濟情勢を説明したる後、會議の目的につき喧傳されつゝある誤解を一掃する必要があると云ふので、會議の目的として居るところは、現行税率を今後二年乃至三年安定せしめんとするのではなく、諸國がその關稅を増加し又は通商上の障害を新たに設定せざることを約束する點にあるのであつて、其後此の有利なる情勢の下に於てその關稅を出來得る限り引下げんとする努力が講ぜられるに至るべく、故に今日の如き關稅改正の途上に在つては、本會議は單に右改正事業に對する豫備的條件を與へるに過ぎないと會議の目的を明かにした。更に又、關稅商品別によるか、一般的引下げに依るか、その商議の方法問題を考究すべき委員會の設置されんことを提議し、休日條約案に關しては、その第十一條即ち國によつて休日協定の履行を全部約束することは困難な向きもある譯であるから、その除外例を認めんとするの規定については、此の除外例を出來得る限り低い基準に置くべきであると主張し、且又、關稅休日の開始日に就いては一九二九年十月一日、休日期間は二ヶ年を提議し、保護的關稅を目標とせざる財政的課稅に關しては今日の世界經濟事情より推して當然之れを認むべきものである。

三〇、關稅休日設定討論の結果は歐羅巴の經濟的協力へ方向轉換

關稅休日國際會議の經過（二）

更に愛蘭代表レスタターは、各國の經濟構成の相異は本協定加入を困難ならしめるとて、協定の成功を計る爲めには各國に對する衡平待遇をその根本的要素とする必要があると説いた。愛蘭總人口の七割は農業に従事し居れるも、茲數年來の農業不振の結果は延いて他の工業發展を企圖するの傾向に在り、その保護稅として一割六分課稅の要ある事情を説明し、愛蘭は本會議が自國の或利益を確保する保障を與ふるにあらざれば、關稅休日の協定に加入することを得ずと聲明し、本會議に在つては愛蘭の如き幼稚工業國に對しては特殊の待遇を認むるの要あることを要求した。

一般討議は二十箇國の多きに亘つたが、會議は遂に二箇の委員會に附託された。即ち（一）は聯盟經濟委員會起草の關稅休日條約案を審議する爲めの關稅休日委員會（二）は凡ゆる實行性ある手段、殊に、通商障礙を除去する手段に依り、各國間の經濟關係を促進し得る共同協定締結に對する將來の商議のプログラムを審議しようとする共同的經濟行動委員會を設置し、コリン（和蘭）及びマジヨール（ルーマニア）が各々右委員會の議長に選ばれた。

右の如き組織の下に進められた關稅休日國際會議（共同的經濟行動に關する豫防的國際會議）を取り

纏めて記して見る事にしよう。

會期は一九三〇年二月十七日から同三月二十四日まで三十六日間に及んだ。本會議に於て採擇された收穫は左の三箇條である。

- 一、一定期間關稅の安定を約束する通商條約
- 二、將來の商議計畫に關する議定書
- 三、最終議定書

即ち、右の三箇條取極めの中通商條約には十一箇國、將來の商議に關する議定書には十五箇國、最終議定書には十七箇國の調節を見た。

會議には聯盟經濟委員會の起草した關稅休日に關する豫備的草案が提出されてあつたわけで、最初の中は關稅問題に關する將來の商議に就ては何等決定的の提案が出てゐなかつた。然るに討議の進行につれて、右の關稅休日豫備草案に對する各國の受諾が不可能であると云ふことが分つたので、會議は長い討議の後之れとは別の條約案を起草し、夫れが結局採擇さるゝに至つた。尙將來の商議に關する計畫に就ても協定が行はれた。

一、通商條約の内容（上）

「通商條約は最終議定書に宣言されてある通り、「歐羅巴に於ける經濟的協力に向ふ一段階」を成すもの

であるが、此の條約の主たる條項は次の如く要約することが出来る。

此の取極の目的、即ち一九二七年の國際經濟會議の決議を有効に實施する爲めに必要なる國際間の信頼の空氣と基礎とを準備すること、而して此の目的の爲めに第十回聯盟總會の勸告せる共同的經濟行動を促進することである。従つて締約國は現行二國間通商條約を一九三一年四月一日以前に廢棄する事を得ない。然しながら締約國中他の締約國の利益に重大なる影響を及ぼすが如き關稅の引上げ又は新稅の賦課を本條約の廢棄前に行ふの已むを得ざるに至つた時は、右の行爲によつて損害を與へられたりと認むる締約國は破壊せられたる均衡を回復する爲めに友誼的商議の開始を要求する權利を有する。

右商議が要求のあつた日から二ヶ月以内に何等の結果にも到達しない場合には、損害を受けたと認むる締約國は一切の締約國に對し又は稅率の引上げ若しくは新稅の賦課を爲した締約國のみに、本條約を廢棄する權利を有する。緊急の事情により稅率の變更を直に實施する必要がある場合にはその變更は前記の商議に關する規定によることを要しない。此の場合に於ては損害を蒙つた締約國は本條約を廢棄する權利を保有する。稅率の引上げ若しくは新稅の賦課を爲す締約國は右實施の二十日前に他の締約國に通告する義務がある。

前記商議及び豫告に關する條項は、條約によつてその稅率を固定せざれば締約國又は例外の場合に限り協定稅率を有する締約國の何れにも適用せられない之等の國（英國、丁抹、諾威、和蘭、葡萄牙は之

れに屬する)は、條約の存續期間保護的關稅引上げ又は保護關稅を新設しないことを自由に約し得る夫等の國にして、他の締約國の利益に重大なる影響を及ぼすが如き財政關稅の引上げ又は新設を爲す場合に當面し、その爲めに損害を受けたりと認むる時は條約を廢棄する權利を有する。輸出入禁止制限撤廢條約の實施によつて生ずる義務とは關係なく、締約國は四月一日現在の事態を惡化せしむるやうな措置を採らざることを約する。稅の引上げの結果條約の廢棄が伴ふ場合には右の廢棄によつて條約均衡上の破壊を生ずるものと認むる締約國も亦條約を廢棄するの權利を有する。

三一、關稅休日國際會議と通商條約の内容

關稅休日國際會議の經過 (三)

一、通商條約の内容 (下)

本條約調印の日、即ち一九三〇年三月二十四日以前に廢棄を通告せられた二國間通商條約は本條約の適用より除外されること、その調印の日以前に締結されて居るが未だ其の効力の發生せざる二國間通商條約は本條約の有効期間中現行條約として認められること、及び一九三〇年三月二十四日以前に廢棄を通告せられたるも尙ほ、同日に於て効力を存續する通商條約に代つて設けられたる暫定的協定本條約の有効期間中に、正式條約に代へ又は他の暫定的條約に代へることが出来る。然し此の場合右の新條約又

は協定の爲め稅率の引上げを生ずる時には、其の引上げは商議によつて之を決定する。通商條約の期間を延長したる場合には新なる取極めによつて之に代らしめる。但し稅率の引上げは商議によつて之を決定する。

本條約は一九三〇年四月一日より向ふ一年の期間を以て締結される。右期間の満了三ヶ月前に締約國の何れも一九三一年四月一日より本條約より脱退するの意志を事務職長に通告することが出来る。恣る通告なき場合には本條約は尙ほ向ふ六ヶ月効力を存續する。若干數の締結國が脱退の意志を表明した場合と雖も、尙ほ本條約を存續せしむべきや否やに就ては關係國の會議を招集して之れを決定する。締約國は誠實なる協力の精神に於て本條約を適用する意志を表明し、且つ本條約に定むる締約國の義務に影響を及ぼすが如き如何なる種類の行動をも爲さざることを約する。尙ほ條約には批准、本條約の實施、加入の手續、本條約及他の條項の適用より植民地を除外する可能性に就て規定がある。追加議定書はオーストリア、チエコスロヴァキアの二國に對しては若干の通商條約の廢棄に關し、又ギリシヤに對してはその特殊地位に關し或種の便宜的取扱ひを爲してゐる。

二、將來の商議に關する議定書 (上)

將來の商議に關するプログラムは一の議定書に規定されて居るが、夫れによれば調印國は將來更に密接なる協力關係を設定し、生産及び貿易の制度の發展を圖り、市場を擴張し、又歐羅巴市場相互の關係

を圓滑ならしめ以て國際經濟的平和の基礎を確立する目的を有する共同的行動を爲すの極めて必要なことを承認した。將來の商議の目的は各國の經濟事情を調整し、生産及び富の分配を合理化し、國際通商の發達に害ある不當の障礙を除去すべき最も迅速且つ有効なる手段を決定することである。將來のプログラムの中には次の如き諸點が含まれてゐる。

(1) 各國政府に對し質問書を送る事。會議に於ては良好なる結果を得る爲め、特に關稅引下げの効果を來す様な手段及び生産の組織化並に生産品分配の合理化を目的とする他の實行手段を必要なりと考へた。此の目的達成の爲めには、次の諸點に關し出來得る限り速かに各國政府の意見を徵するの必要なことを認め、之を質問書の中に纏めた。

イ、如何なる農業生産品が各國に於て生産過剩となつてゐるか。之等の生産品に對する普通の販路は何處であるか、普通の市場及び生産不足の國に於て、右の過剩生産品の分配及び賣捌を爲すには如何なる實行手段が伴ふか。

ロ、精製品を購入する消費國の市場を特に擴張することによつて、精製品を賣捌くには如何なる實行的手段が伴ふか。

ハ、イ及びロに掲げたる生産品の場合に於て、市場の擴張及び國際貿易の發展に貢献すると思はるゝ關稅及び行政的手段は何んであるか。

ニ、歐羅巴の原料品を他の諸國に對し、更に満足なる條件の下に輸出し且つその利用を増進すべき方法に於て如何なる實行的手段ありや。

右の質問書に對する回答は聯盟の經濟機關によつて取り纏め、各國政府の審議に附すべき提案とし、以て將來の商議に對する成功を保障すべき基礎たらしめるものである。聯盟理事會は今回締結せられた通商條約の期間満了前に商議を開始する考への下に右の問題に關し其後の手續を決定する。

三三、關稅休日國際會議と將來の商議に關する議定書

關稅休日國際會議の經過 (四)

二、將來の商議に關する議定書 (下)

(2) 以上の商議の結果如何に拘はらず、調印國は次の如きプログラムを協定した。

イ、聯盟の専門家小委員會が現に完了を急ぎつゝある統一的關稅品目を國際條約の形に於て採用すること。

ロ、關稅の研究及び比較を爲すこと。關稅に關する規定以外、二國間通商條約に含まるゝ他の規定を一箇の成文の下に法典化すること、仲裁及び調停に關する常設機關を設けること、各國政府の會議を定期的に招集すること。

ハ、一九二三年のゼネヴァの稅關手續簡易化に關する條約に規定されたる勸告及び原則の一層有効なる適用を圖る手段を研究すること。

ニ、間接保護制度を取締るべき條約を準備すること。

ホ、國產品獎勵の爲めの輸出獎勵金及び補助金問題を研究すること。

ヘ、動物保護に關する條約締結の爲めに成可く速かに國際會議を招集する目的を以て現在の研究を續行すること。

と。

ト、一九二八年十月ゼネヴァの各國政府専門家會議に於てなされたる勸告に基き二國間又は多數國間に二重課税の防止に關する協定を締結すること。

チ、最も進歩せる基礎の上に條約を締結する目的を以て外人待遇に關する國際會議（第一回は一九二九年十一月巴里に開催）の第二回を準備すること。

尙ほ調印國は附屬文書に含まれたる次の諸點に關する勸告及び考察を將來の事業の爲めに考慮することを約した。

- 一、工業國と農業國との間の經濟的關係の調和
- 二、共同的協定の加入國と第三國との關係に對する共同的協定の影響
- 三、國際經濟關係に關する各種の問題。

更に、將來の商議に關する議定書は一の最終議定書に收めて居るが、それによれば本會議は歐羅巴の經濟生活に對する海外市場の重要性を認め、聯盟經濟機關が歐羅巴と海外諸國との間の密接なる協力を設定すべき方法の客觀的調査を爲し、且つ特に如何なる點に於て歐羅巴と之等の諸國との通商關係が相互の利益に於て増進せられ得るやを研究すべきことを勸告して居る。

關稅休日國際會議は大體叙上の如き結末を見た。モルトケ伯議長は會を閉ぢるに方つて、本會議主要點を解説し、歐羅巴商業政策の實行の衝に當つてゐる政治家が相互に諒解を遂げ、他國の經濟事情に接

觸したる貴重なる機會を強調し、次いで條約の本文に就いて左の如く陳べた。

本條約の實効は法律的規定には存しない。寧ろ通商障增加の傾向に對し之れに掣肘を與へたる心理的及び實行力に存し、その直接の效果よりも寧ろその將來の發展に存すること疑ひなき處である。條約は歐羅巴に於る商業政策の相互依存關係を正式に承認したものであつて、實に新生面を開いたものと云ふべきである。條約は個々の國の一方的行動の結果が國際的意識にまで一致したことを示してゐる。斯くの如きは從來の諸條約には未だ會て見られざるところである。而して條約によれば締約國は更に再び會合して茲に始められたる事業を續行せんとする約束を爲してゐる。此の約束には將來に於ける發展の萌芽が含まれてゐる。

我々は昨年の聯盟總會に於て各國政府が我々に希望した道に向つて今や第一歩を踏出した。然し之れは第一歩に過ぎない。目標は我々の議定書に明定されてゐる。即ち、將來の協力を圖り生産及び貿易の制度の發展を圖り、市場を擴張し、歐羅巴市場相互間及び海外市場との關係を圓滑ならしむることである。我々の討議の報告は來る九月の總會に提出されるであらうが、會議は恐らくその目標が尙ほ如何に遠く在るか、その道は如何に多難であるか、而してその遭遇すべき障礙は如何に多くあるかを知るであらう。

同時に將來の發展を必要とする理由は益々明かとなつた。一九二七年の國際經濟會議の勸告、昨年（一九二八年）の聯盟總會に於けるヨーロッパの大政治家の重要聲明、日常の經驗の力、是等總ての要素が同一の方法に進むべきことを我々に強制してゐる。

大市場を有する大量生産はアメリカの例によつて明かである。恚る利益を有せざる歐羅巴のハンディキャップは我々をして歐羅巴の生産に對する歐羅巴の自由且つ廣大なる市場を必要ならしめる。その約束する經濟上の利益は總て歐羅巴數千萬の住民の生活標準を高めることに貢獻することは論を俟たない。

三三、労働党内閣が期待を掛けたほどの効果を齎さなかつた關稅休日國際會議

關稅休日國際會議の成果は上來四回に亘つて記した。此の會議は一九二九年の國際會議の席上、英國商務大臣ウィリアム・グラハムの試みた演説に端を發したものであるが、其の演説が提案となり、此の提案の精神に基づき、國際聯盟經濟委員中の英佛代表によつて共同の決議となつて現はれた。

此の關稅休日國際會議が斯くして開催されたことを思ふならば、此の會議と英國とは單純に考へることは出来ない。尠くとも、英國の一九三〇年の労働党内閣の關稅政策を知らうとするには、此の關稅休日國際會議を忽諸に附する譯には行かない。

第二次労働党内閣としては、曾て試みた第一次労働党内閣の時のやうに、何か思ひ切つた關稅政策を實行して見たいのは山々ではあらうが、四圍の事情はそれを許さなくなつた。其處で關稅會議を開いて國際的に關稅の協議を行ひ、其間に何か纏つた仕事をして見ようと云ふ考慮を爲すに至つた。

然し、夫れによつてどれ程の收穫を得たか、既に記せる如く期待せるほどの收穫はなかつた。グラハム英國商務大臣の豫期通りに行つたならば「各國政府をして一九二九年十月一日を現在とし向ふ二ヶ年間關稅率を引上ぐることをせず、又關稅を新設せぬ」と云ふ條約を締結し得たかも知れない。

若し、其の條約が締結されたとしたならば、英國労働党内閣の關稅政策はそこにその閃きを見せたか

も知れないが、惜むらくはグラハム商務大臣の希望を充す譯には至らなかつた。

此の見地に基く時は一九三〇年前半の英國關稅政策は、自由貿易主義の労働党内閣下に在つて何等それらしい現はれがなかつたと云つて好い。

否、英國内の實際運動としてはそれは反對の方面に動いて行つたことを見通す譯に行くまい。夫れは豫てより保守黨首領ボールドウィンに叛旗を翻し新黨組織の噂のあつたビーヴァーブルック卿が一九三〇年二月十七日「全英帝國黨」を樹立し

「英帝國十字軍の目的とする明確なる原理の實現を期する」

と云ふ主旨を聲明した。その主たる目的は英吉利帝國各領の連繫を一層鞏固にし、英吉利帝國內の自由貿易を確保すると同時に外國に對しては關稅障壁を設けようとするものであつて、極端な保護貿易主義である。

元來、此の「英帝國十字軍」の熱心なる運動は獨りビーヴァーブルック卿のみが關與する運動ではない。此の十字軍運動は素より保守黨の一分派に過ぎないとは云へ、巧妙なるプロバガンダの力によつて政治上に於いて抜くべからざる勢力となりつゝあるのを見通す譯に行かない。何んとなれば彼等は「英帝國自由」を政策とし、又スローガンとして大多數の投票を獲得せんとし、又獲得し得るものと確信して居るものであるからである。

抑も、此の「英帝國自由」とは何を意味するものであらう。

ロイド・ビーヴァーブルックの新繁榮政策

一、英帝國は單一なる經濟團體として取扱はるべきであり、各領土間に存する通商上の障害は須く撤廢さるべきである。

二、英帝國各領土の利益は他の世界各國に對して關稅によつて保護せらるべきである。

三、英帝國各領土間の經濟的利益は協定して互に分配し補足して強固ならしむべきである。

右の如く、ビーヴァーブルック卿は、先づ第一に彼は、英帝國内に現存する總ての産業を破壊せざることを提案する。第二に彼は、或産業の保護、殊に自治領内に於ける Key-industry は全英帝國の繁榮と完全の爲めに絶對的に必要であつて、帝國內の他の領土よりの輸入を防遏することを敢て辭しないとする。第三に彼は、關稅が帝國の各地に於て財政的目的の爲めに賦課せらるゝことを承認し、此の廢止如何は彼の提案外の問題であるとする。

之等の例外は印度及び各自治領の現在關稅に對して何等の影響をも與へざる結果となるから、「英帝國自由」はその特に魅力あるタイトルを保ち得ないことになる惧れがある。

三四、ビーヴァーブルック卿一派の英帝國内自由貿易論及び夫れに對する論評

「英帝國内自由貿易論」と云ふ題目は直にその對照を米國に求むることになる。米國は世界陸地の十六分

の一面積を占むるに對して英帝國は世界の四分の一を領有する。米國の人口一億二千萬人に對し英帝國は四億五千萬人に上る。米は豊富なる天然の富源と精力的な住民とを以て各州間の自由通商を行ひ今日の繁榮を招來した。然るに、米國に四倍する領土、四倍する人口を有し、天然の資源は米國よりも豊富且つ變化に富み、住民は米人に劣らざる體力と企業心と勇氣とを惠まれながら、何故に英國は米國と相比肩する繁榮を齎さぬであらう。否、米國以上の繁榮を招來すべき筈のものではあるまいか。」

と、ビーヴァーブルック卿の一派は事毎に、米國を引合に出して論及して居る。

されど英帝國内には、米國のそれに比して似て非なるものがあるのを如何にすべきや。彼ビーヴァーブルック卿が彼の政策に於いて第一に説いてゐる如く、自治領、印度及び植民地政府が財政關稅を課することを卒直に認め、且つ重要産業保護を目的とする關稅に對しては帝國領土よりの輸入を妨遏しても可なりとしてゐる。第二に説いて居る處は、米國の市場は英本國の市場に三倍し、英帝國中白人だけの市場の二倍を占むる大市場であり、加ふるに同質の連續した市場であり、その住民は趣味、標準及び慣習を一にし然も古き傳統に煩はされぬ住民である。然るに英帝國の市場は幾多の部分に岐れ、互に數千哩を隔て、需要及び慾望、生活の環境及び狀態等を夫々異にするものがある。第三に説く處は、米國の市場にはその廣き全體を通じて何等通商上に人爲的の障害が存在しない。各州相互の間には財政關稅などは課せられてゐない。況んや重要産業を保護する保護關稅の如きに於てをやである。

右のビーヴァーブルック卿の所説即ち、英帝國十字軍のプロバガンダに對し誤謬以上の重大なる缺點があることを指摘論評したものに英國週刊雜誌エコノミストがある。夫れによると第一にはその政策は極めて非實踐的であり、第二には縦し一步を退いて實行し得るとしても、其の結果は英本國及び全英帝國に對して損害を與へる結果とならざるを得ない。然らば此の政策は何が故に非實際的であるか、それは英國近年の關稅史によつて雄辯に物語られて居る。例へば愛蘭が自治領となつた時に、愛蘭は國民主義の思潮の下に關稅自主權を行使すべく高率保護關稅を設定し法令のトップを切つて之を公布した。印度にも數年前に關稅局が出来關稅自主權を附與せられた。然も印度の輿論は全英帝國間に自由貿易の原則を嚴密に適用せんとする方向へは動いて居ない。海外の自治領諸國は全體的に見て近年著しき保護政策を追及しつゝある有様であつて、然も此の潮流は減退すべき傾向を認むることは出来ない。されば自治領が各自自己の製造工業を樹立しようとする云ふ野望を抛棄したと信せられるやうな理由は何處にも見受けられない。各々自治領の關稅障壁の下に隠れて成長した製造業者、産業者、労働者等が、彼等の既得利益は勿論、關稅引上の要求すら抛棄するに至つたと云ふ氣色は少しも認められない。而已ならず、彼等は自己の利益に立脚した一面的見解より有力なる保護制度を存置するの必要なことを主張してゐる。之等の解き難き纏節(Gordian Knot)をカルテル化によつて解きほぐさうとする。ビーヴァーブルックの提案は事實上問題を解決し得ないことになる。何んとなれば彼は過剰の産業に市場を保證することによつて

反對を買收せんとするのであるから、之等の政策はそれ自體既に繁榮の招來を妨害することになる。

過剰の設備や工場はその關稅によつて維持せられて居ること、又カルテルによつて生存せるとに關係なく無駄なものである。彼等は國民の富を減殺する。ビーヴァーブルック卿も其のパンフレットの或る頁に於て云へるやうに「社會の一部分に於ける生産の減少は不可避免的に他の部分の生産を減少する」ものであつて、此の言のみは眞實であり且つ敬服に値する。

されど英帝國十字軍は只單に非實際的であるに止らない。それは根本に於て有害なる概念の上に立脚するものであると云はざるを得ない。世界大戰後に於ける産業國の歴史が教へる最も有力な然も過らざる教訓は、現在の錯雜混亂せる國際貿易上の障害が、繁榮の完全に回復し得ざる原因中の殆ど唯一と云つてよい程、重大なる原因をなして居る。

三五、國內對策に累せられて黨本來の政策を行ひ得ざる労働黨内閣

夫れは、一九二七年ゼネヴァに於ける世界經濟會議に論議された處であるが、工業、商業及び金融方面に於ける知名の士によつて意見が交換された結果、此の會議は異口同音に現在に於ては關稅が云ふべからざる害惡を流し、今や關稅を増課するの政策を抛棄して、之れを反對の方向に向つて動かすべき時期になつて居るとの結論に達した。

前保守党内閣の二ヶ年間は保護主義的傾向の爲めに關稅の引下げは全世界を通じて殆んど効果を見せなかつたが、勞働党内閣となつて其の商務大臣主唱の下に關稅休戰を考慮すべき會議がゼネヴァに於て開かれた。其の成果は四回に亘つて既に記した處であつて、特筆に値する程の收穫はなかつたが要するに、英國がその指導的地位に立ち、列國が之れに従つた形である。將來回を重ぬるに従つて漸次その効果を齎すことになるべく、其の希望は應て達せらるゝに至るであらうと見られて居る。

然るにビーヴァーブルック卿一派によつて組織されて居る「英帝國十字軍」にして成功するやうなことがあるならば、「關稅休戰」の希望は微塵に碎かれねばならない。這是當に、その希望が踏みにぢられるのみならず、大多數民衆の幸福が傷けられることになる。

英國の如きはその製造品を海外に輸出することは何れの國よりも多く、その輸出の約六十五%は英帝國の領土以外の地に向けられるのであるから、外國に於ける關稅の引下げは英國の利益となる。

何んとなれば外國の關稅引下げによつて英國の貿易はより以上促進されることになるからである。斯くの如く確實にして然も大なる利益を求め得らるゝ方策、英帝國をして諸外國に對して關稅障壁の中に措かしめようとする英帝國十字軍の提案なども同日に論すべき性質のものではない。十字軍の提案は外國より夫れを目して經濟的挑戰なりと看做さるゝ事があつても辯解の辭なきに至るであらう。

斯くの如き經濟戰の結果は、英帝國の幸福を冀ふ者に取つて深憂さるゝものでなければならぬ。何

となれば、英國は石油、綿花、麻、銅、ジュート、ニッケル、ゴム、米、錫及び羊毛等重要商品の供給を外國に仰ぐ處決して少からざるに拘らず、ビーヴァーブルック卿は憚る事實を全く無視し、英帝國領土内に於ける資源の豊富なる事を存に強調する。英帝國內に於る廣き領土と多數の人々を世界の國々と分離せしめ、英帝國の藏する處の資源を世界の國々をして享有せしめざる事は、是れ全く國民主義的偏見を強固ならしむるに過ぎない。その結果は却て英帝國の存在を危くするに至るであらう。

經濟的國民主義は殆ど總ての近時の戰爭の原因をなして居ると云つてよい。而して夫れは過ぐる世界大戰の基本的原因でもあつた。今にして之を回避し制禦するにあらざればそれは又もや世界鬭爭の禍根を爲すに至るであらう。英帝國は世界に對して無差別に門戶開放主義を執ると云ふ事は暗黙の内に理解されて居る。世界は相敵對する諸國より成り、その一つが障壁を回らされたる英帝國であるとするビーヴァーブルック卿の考へは吾人の見解を以てするならば英帝國及び世界全體の利益と根本的に相背馳するものである。

前回より引續ける以上の英國エコノミスト誌（一九二九年十一月二十日）の論旨を把握するならばビーヴァーブルック卿一派に對する反對派の意嚮を代表して居ることがよく分る。

兎に角、其の主義に忠實ならんとする勞働党内閣の關稅政策は、機會ある毎に之が實現に向つて、心を矢竹に逸らせるに似たれど、何分、それ以上の失業問題に悩まされ、國內の不況對策の妙策に盡きな

んとして居る。主義主張に忠ならんとする労働党内閣そのものは纒に、自由黨の支持を得て政策の遂行に努力して居るとは云ふものゝ何時、自由黨から見放されぬに限らない。

自由黨は主義として保守黨と相容るゝものではない。況んやビーヴァーブルック卿一派の英帝國十字軍の運動をやである。

然し、今後に於て政變ありとするも、組閣の命の降下さるゝは保守黨であることせねばならぬ。果して然りとせば、保守黨の内閣から労働黨の内閣となつて二ヶ年、保守黨内閣當時の保護關稅政策に對し、労働黨本來の自由貿易主義の政策實行に一指を染得ずして、再び保護貿易主義の保守黨に政權を與へることは如何にも心外とせねばなるまい。故にその政策實行に腐心至らざるなき状態であるが、前記の如く、それ以上の對内問題に悩まされて居るので如何とも爲し難しと云ふのが英國現内閣の偽らざる心境であらう。

三六、英帝國自由貿易主義に基く經濟的一單位化と衝突する食料品及び原料品の問題に就いて

今や、英國の三大政黨は何れも内部の統一に缺くる處あるのを見通されぬ。就中最も注目すべきは保守黨の内紛である。

その内紛とは前記英國エコノミスト誌の論說に在つたやうに、ビーヴァーブルック一派の英帝國十字軍の運動に胚胎して居る。保守黨全體が此の說に聽従することになれば問題はないが、事實問題としてさう云ふ譯には行かないので、黨首ボールドウインは全黨員と之等一派との調和に苦心中である。同じく、保護貿易主義の保守黨であるから、之等を打つて一丸たらしむることが出来さうなものであるが、ビーヴァーブルック一派の運動は英帝國內を自由貿易とし國外に向つては保護貿易を以て相對しようとするのであつて同一でない。尤も現在と雖も帝國內には特惠關稅制度の實施さるゝあつて、主旨としては之れと相接近せるものあれどビーヴァーブルックの主張するが如く自由貿易に據つたものではない。黨首ボールドウインとしては事情の許す限りビーヴァーブルック一派の主張に合致することも一策なりと考慮してゐる處であらうが國外に向つて保護關稅を賦課することは、食糧品と雖も同様關稅の賦課を見ることになるので、其點に一致し難きものがある。保守黨としては輸入食料品課稅問題について苦い經驗を有して居る。従來の例に徴するに、輸入食料品課稅を標榜して選舉を争へば必ず保守黨は慘敗するを常とする。

恁う云ふ重大な問題を黨首として輕々に扱ふことの出来ないのは當然である。故にビーヴァーブルックが自派の運動に對しボールドウインに賛意を求めた時、婉曲に夫れを斷ることを餘儀なくしたのもその爲めである。彼れボールドウインは

「英帝國自由貿易主義に大賛成だが、外國食料品への課税は重大問題だから、之れを國民の一般投票に問うて決しよう。」

と窮餘の一妙策を案出して婉曲に應答した。ビーヴァーブルックは一應その提案に賛成の意を表したやうであつたが、食料品關稅に關する一般投票には遂に反對の意を表した。

斯くして保守黨はまたもや内訌を繰返さねばならなかつた。保守黨が食料品關稅を黨として採用することは來るべき總選舉に對して甚だ拙劣なる政策であつた。何んとなれば英國國民が英帝國の結束の爲めに食料品の騰貴を忍ぶであらうか否かは疑問であるのみならず、之れを總選舉に使ふことは本問題に關して苦い經驗を有するだけに保守黨の敢て爲し得ない處であるからである。

英帝國の結合は保守黨の主義主張であり、保護關稅も亦同黨の主張であるからには、保護政策と英帝國內自由貿易との結合によつて英帝國結束の目的は達せられることにならうが、ビーヴァーブルック一派の計畫には保護關稅中に食料品、原料品等を包含せしめるところが難點であり、黨内に意見の岐れるのも亦此點であつた。保守黨が、ビーヴァーブルック一派の提案を容認し食料品關稅を含む保護關稅によつて英帝國の結合を圖るか、若くは食料品、原料品の關稅を除外するやを決定することは、黨の結束上喫緊の事柄である。今若し食料品及び原料品を保護關稅から除外せば、食料品及び原料品の輸出が大部分を占める自治領土は差したる恩恵に浴しないことになるし、又これを包含せしめなかつたならば英

本國消費者の負擔増加を免れない。ビーヴァーブルック一派の目的とする處は、米國が合衆國內自由貿易と保護關稅によつて繁榮を來しつゝあるのを模倣し、英帝國內を經濟的に一單位となし、保護關稅によつて繁榮を招來せしめよう云ふ趣旨であらうが、果してその政策實行の曉自治領土が無條件で應ずるや否や、世界の各處に散在せる英帝國を、一大陸内に相集合せる亞米利加合衆國と同一に談ずることの妥當なる見解なりや否やに就いては、考慮を要する點多々あるを免れない。現時世界に漲る不景氣打開の策として、あらゆる對策が講究されて居るが、ビーヴァーブルック一派の策せる英帝國を經濟的一單位としよう云ふことは、此の場合合致せる政策なりとすることが出來ようか。亞米利加の如き一大陸内に相集合せる合衆國が夫れによつて成功したからと云つて、直に採つて以て世界の各地に散在せる英帝國內に之れを當筈めようとしても目的の達成を期し得べきや否や大なる疑問なしとせぬ。況んや、英帝國としては既に聯邦組織の計畫に於いて失敗せる經驗を有し居るに於いてをやである。

三七、世界は平和を欲するか群雄割據を欲するか國際聯盟存在の意義や如何

實に英國は過去に盛大なりし歴史を有せる國だけに、今や切齒扼腕措く能はぬものがあるに相違ない。保守(統一黨)、自由、勞働と三大黨派を形成し居るとは云へ、而して各自標榜せる政策を異にするとは云へ、其の終局の目的は一に歸するであらう。

只其の道行きを右からすべきか左からすべきかの相違であると同様、保守黨の如く保護貿易によつて其の目的を達成せんとするものと、自由、労働兩黨の如く自由貿易によつて之が望みを遂げんとするものがあるに過ぎない。何れにしても大英國を昔日の隆盛に引き戻したいと云ふ野望に燃えて居ることは否むべからざるの事實である。西山に傾く夕陽を扇を掲げて磨くが如きものなりとの批評は英國自體としては考へても見ぬところのものであらう。されば事實上實行不可能なりとしてもビーヴァーブルック一派の英帝國內自由貿易及び對國外保護關稅賦課によつて其の目的を達成せしめようと云ふ運動が驟起さるゝのも無理からぬ處である。

佛國に於けるブリアンが歐洲經濟聯盟を形成せしめようと計畫するものも、其の目的とする處とは歸一である。然も、その何れもが北米合衆國を目標として計畫が案出されて居る。萬一、英國のビーヴァーブルックや佛國のブリアンの計畫が實現したとするならば、東亞に於ける日本は何んとするであらう、思ひを其處に致すならば日本を中心とする東亞聯盟の出現さるゝことなきを保せぬではないか。果して然りとせば世界は四分乃至五分されたる大帝國か、大聯邦か形成されることになる。其の曉には現在の不況が一掃さるべきものであらうか。假に其の目的が達成せられるとしても、世界に於ける此の四分乃至五分されたる大集團國同志の外交は更に今日以上に激越せるものとなるを免れまい。

即ち、ビーヴァーブルック一派の主唱するが如く、一大帝國內若しくは一大聯邦内を自由貿易とし對

外には保護關稅を賦課しよう云ふことになること、現在以上に關稅の障壁が高度のものとなるを覺悟せねばならない。

保護關稅を國策上是なりと信する一部論者の啓蒙の爲め、一應さう云ふことを行ひ得るものならば實行するも可なりであらうが、此の大集團國同志の關稅障壁を高むることに際限なき時は封鎖も同様となり、軋轢は一層滋きを加ふるに至るべく、終局する處、經濟戰の揚句はまた一干戈相まみゆる一大戰爭の勃發するなきを保せぬであらう。

故に此のビーヴァーブルックの説も、ブリアンの論も一應は傾聽に價すべきも熟考する時は感服出來ない結果を齎すことになる。夫れよりは世界を右の如く四分乃至五分するやうなことをせず打つて一丸とせる國際聯盟をヨリ強固なものにすることが最も緊要事とせねばならぬ。夫れには先づ、北米合衆國の對外國の保護關稅を斷然撤去せしめねばならない。

未だに國際聯盟にも入らず、一國の繁榮を持續するため高度關稅の内に隱るゝが如き舉に出で、恬として意に介せざること北米合衆國の如きを其儘に存在せしめて置いては、世界の平和は保たるべき筈がない。其の北米合衆國が陰になり陽になり、華盛頓に、ゼネヴァに、倫敦に軍縮會議を開いて、表面干戈相まみゆることを回避しようとしても、肝腎要めの米國が自儘勝手なことをして居ては、眞の世界の平和は望むべくして得らるべきではない。

姑息なことに捉はるゝより、世界を擧げて國際聯盟に據るか、否かを決することが第一である。國際聯盟に據ることになれば現在に於ける米國の如き矛盾を捨てさせねばならない。また國際聯盟に據るの要なしと云ふに一致するならば軍縮會議とか經濟會議とかを開いて個々に取極めたことを撤去せしめねばならない。其の結果何れに赴くべきやは容易に想像し得る處であるが、其の想像が昔日に歸り群雄割據、弱肉強食の時代に舞ひ戻るに在りさせば果して如何。蓋し、慄然たらざるを得ぬであらう。

各國共に斯くの如き非文明なことを欲せぬとせば、現在世界の不況の最大なる原因をして居る米國の高度關稅を撤去せしむるに如くはない。以て購買力を世界の各市場に容易に向けしむることを焦眉の急とせねばならない。斯くすることを得ば世界には通商の自由が得られ、脈々たる平和の金波銀波が漂ふに至るであらうと同時に、ビーヴァーブルック一派の運動の如き、ブリアンの歐洲經濟聯盟論の如きは勞せずして消滅し去るを疑はない。

三八、英本國對自治領との貿易關係及び特惠關稅の雲行き

然し、理想論は現在の世界に於ては望み得ない事かも知れない。そこに、實現至難と知りつゝブリアンの歐洲經濟聯盟論やビーヴァーブルックの英帝國關稅同盟などが擡頭する所以でもある。理想通りに行けば現世に戰爭惹起の惧れはないが、甘く行かなければ終に赴く處は争ひとならざるを得ぬ。夫れが

經濟戰の時代はよいが、それで済まされぬ時代となれば干戈に據るより致し方がなく、軍備を根絶せしめ得ざる所以も亦そこにある。

元來英本國にては歐洲大戰前より經濟同盟主義を唱ふるものがありマック・ドローグン(Mc-Dougall)はその内の一人で彼は永年其の主義主張の下に闘つて來たが、彼の奮闘の標語 Men, Money, Markets には意味深長なものがある。即ち彼の所謂メンとは英領植民地及び自治領に送る本國移民を意味し、マネーは是等諸國に投下する英國資本を指し、マーケットは英國の經濟帝國主義の結果、之等諸國に確保すべき市場のことを云ふのである。

兎に角、英國内には縦へ小數にせよ、英帝國關稅同盟論者あり、また之を絶叫せしむるの間隙あり、之を事實に示すに、英國の外國貿易並に英領、自治領相手の貿易に於て逐年規則正しき遞減を示すものがある。先づ之れを外國貿易の例に見るならば、大戰後全歐洲の世界貿易の爲めに吸収、蠶蝕さるゝ處あり、嘗て一八七六—一八〇年當時には全世界貿易額の七〇%八を占めたものだが、一九二四年には五三%七に低下した。然るに同時期に於て亞弗利加は約二%二から三%四、亞細亞は八%四より一四%一、亞米利加は一五%七より二六%に増加を見せて居る。

抑も、英本國は大戰争より既に退歩の兆があつた處へ、大戰後の亞米利加及び亞細亞の興隆によつて非常な打撃を蒙らざるを得なかつた。英帝國全體としては今尙全世界貿易額の三二%二を占めて居るの

に對し、英本國は其内僅に一七%四を占むるに過ぎない。然も此の内より歐洲大陸諸國に對するものを控除せば一一%六を剩すのみであつて、之れを亞米利加の二六%に比較するならば格段の差異がある。而して次に、英本國の世界貿易總額は一九一三年乃至一九二五年の間に五三%を増加し、英國を除く諸外國の増加率は八四%九であつて、一見左したる悲觀を要せざるが如きも、本國及び各自治領間の貿易状態の不振なる事實に徴する時は、英本國が此の方面の貿易振興策として英帝國關稅同盟の必要を高唱する所以も亦そこに在りと云はざるを得ぬ。

また、貿易の趨勢を挽回する爲めには特惠關稅に據るべしとなす向あれど事實問題としては果して如何、英本國に在つては保守黨は之れに賛意を表することは標榜せる政策によつても知られるか、自由黨殊に勞働黨は反對であるのみならず、植民地中に在つても之れを要望するものばかりもあない。今之れを實際に就いて見るに、加奈陀より英本國に輸出せる額は一九〇〇年に於いて全輸出額の五六%六であつたものが一九二五年には夫れが三八%六に低下し同様南阿は一九〇〇年の九六%八が一九二五年には五六%二に、又濠洲は五四%五が四二%七に新西蘭は七九%より七九%八と夫々増減して居るが增加の場合には只新西蘭の〇%八あるのみである。

一方、英本國から各自治領への輸出も亦右と同様減少の徑路を辿りつゝあり、即ち加奈陀の一九〇〇年度に於ける英本國よりの輸入額は全輸入額の二四%七であつたのに對し、一九二五年には一七%七と

なり、南阿は同様六七%五が五〇%に、濠洲に在つては六二%が四三%九に夫々遞減して居る。

右の特惠關稅は、既に記せる如く、歐洲大戰前屬領より要望する處切なるものあつたが、英本國は容易に之を認容しなかつた。然し戰時中屬領の英本國に致せし誠忠は、尠からず英本國の上下を動かし、一九一九年オースチン・チエンバレーン藏相によつてその實施を見たのである。故に右の數字の一九〇〇年當時には未だ特惠關稅の實施を見て居なかつたのであるが、その實施せざりし一九〇〇年と實施後の一九二五年とを比較し、叙上の如き退歩の跡を示すに至つたことは果して何を物語るものであらう。

三九、英國の關稅水準表より見たる同國關稅政策の變遷及び大戰後の世界貿易中心の移動

實に今や英國は、自由貿易か保護貿易かの分岐點に在りと云はねばならない。

英國は傳統的 自由貿易主義の國であつたが、歐洲大戰勃發以來最早嚴密なる意味に於て此の主義を遵奉することが出来なくなつた。殊に大戰後の英國は大陸諸國の爲替安、獨逸賠償金の現物支拂規則の爲め産業の壓迫を蒙ることが夥しい。如之、戦後の産業合理化運動は歐洲大陸や米國に比較して立遅れの觀があるため、諸産業の不況沈滞は殊に甚だしく、延いては失業者激増して其の數百五十萬乃至百九十萬を以て算ふに至る有様であるから、右せんと欲しても右し得ず、左せんと欲しても左し得ざると同

様、自由貿易主義に忠ならんと欲しても到底出来ぬ相談となつて終ひさうである。何んとなれば自由貿易を標榜する労働党内閣となつて既に三ヶ年と云ふに、第一次労働党内閣の時の如くマツケナ關稅の撤廢を首めとし大いに自由貿易主義の發揮に努めた當時の手際が更に見られないからである。

今左に、自由貿易主義に生きようとして腕きながらも、不知不識の間に保護貿易主義に捲込まれつゝあるの證左として大戰直前の一九一三年以降の英國關稅水準表を記さう。

英國關稅水準表 (單位金額百萬磅)

年次	輸入額	關稅額	比率%
一九一三	六五九	三五	五・三
一九一四	六〇一	三九	六・五
一九一五	七五二	五九	七・九
一九一六	八五〇	七〇	八・四
一九一七	九四四	七〇	七・一
一九一八	一、二八五	一〇三	八・〇
一九一九	一、四六一	一四九	一〇・二
一九二〇	一、七〇七	一三三	七・八
一九二一	九七八	一二九	一〇・三
一九二二	八九九	一二二	一三・六

一九二三	九七七	一二〇	一二・二
一九二四	一、一三七	九九	八・七
一九二五	一、一六六	一〇三	八・八
一九二六	一、一一七	一〇七	九・五
一九二七	一、〇九五	一一一	一〇・一
一九二八	一、〇七六	一一九	一一・六
一九二九	一、一一一	一二六	一一・三

即ち、右に記すが如く、大戰直前の一九一三年の關稅率が總輸入額に對し、僅に五・三%のパーセンテージに過ぎなかつたものが、時に高低の差があつても概して漸年遞増の傾向を辿り、初めてマツケナ關稅が設けられた一九一五年には七・九%を示し、大戰直後即ち特惠關稅制度の設けられた一九一九年には一躍一〇・二%となり、染料輸入法を設けた翌一九二〇年には夫れが七・八%に低下したがキー・インダストリー (Key-industry) を保護すべく産業保護法を設けた一九二一年には夫れが一〇・三%となり、聯立内閣のロイドジョージ首相より、保守党内閣のボナー・ロー首相に政權が移つた一九二二年には英國關稅史を通じての高率なものとなり、一三・六%に上つたが、病魔の襲ふ處となつてボナー・ロー首相の挂冠となりボールドウィン代つて保守党内閣の首班となつた一九二三年には稍低下して一二・二%となり、一九二四年一月二十一日には第一次労働党内閣の出現となりマツケナ關稅を廢止する等大いにリ

ペラリズムの發揮に努めた。同年秋には再び保守黨の天下となつて、マツケナ關稅が復活され其他多くの保護關稅が設けられ、且帝國特惠關稅が擴張されたので、第一次勞働黨内閣の自由貿易主義に近づけた努力は無となつたが、然し比率はそれほど上らず、却て八・七%に低下した。之れはマツケナ關稅廢止の効果が此時になつて利目を表して來たのだと目さるべきものであらう。

其後一九二五年二月三日には産業保護規則が決定し即日之が實施を見たが比率は八・八%、一九二六年には實施の産業保護規則によつて保護申請をなすもの相亞ぎ九・五%の比率を示し、夫れが一九二七年に一〇・一%、一九二八年に一一・六%と遞増し、一九二九年には一一・三%と保合つた。

斯の如く、英國の貿易政策は事實保護に傾いて居ることを否むことが出來ない。大戰後の世界貿易の中心が亞米利加及び亞細亞の方面に推移せんとしつゝある現下の情勢に對し、英國が自由貿易主義を以て、今や、移動しつゝある世界の貿易中心をまた元の地位に引戻さうとしても、既に大勢を動かし得ぬものとなつて居るのに想到するであらう。其の場合、英國としては窮餘の策として多年標榜し來れる自由貿易主義を捨て、岐路に立てる現状を、保護貿易主義の方向に轉せしめんとするにあらざるか。その傾向は雄辯に右表が物語つて居る。

四〇、英國の植民地政策の行詰りと英帝國關稅同盟論の擡頭

由來、英國の自由貿易運動が起り、グラッドストーンによつて夫が確立大成されたのは、十九世紀後半に屬し、恰も、北米合衆國が國威の發揚を見たのと期を同じうして居る。

當時に於ける米國の經濟は、自國よりも工業の發達して居る歐洲諸國から、種々なる商品を安價に輸入することも出來たが、また一面から見ると自然に増大に赴く國勢をもつてゐた。然るに最近の米國は逐年外國商品の輸入を阻止するやうな態度に出てゐることは關稅障壁を改正毎に高度なものとして居るのでも知れる。今日の米國は歐洲産の物品を輸入しようと思へば十分な財力がある。然しながら現在に於ける同國の殖産工業の發達は昔日の比にあらず、今や自給自足の域に達し、國民の消費しようとする物品は、自國の工業によつて十分生産供給せらるゝの状態である。事態斯くの如き状態に在るので、米國としては今や出來得る限り外國商品に對して門戸を閉し、關稅率を高からしめつゝある。此の事實は英國に取つては大なる顧客を失へる結果を齎す。從來世界貿易の第一位を占めてゐた英國は歐洲大戰後、其の地位を失墜し、米國及び其他の國が夫れに取つて代らうと云ふ實勢を示しつゝあることは前記の記録に徴しても明かである。

然らば英國としては此の退嬰状態に在るのに對し、何等かの對策を講せずして泣き寝入りの儘に放任

すべきであらうか。英帝國關稅同盟論の擡頭する所以も亦茲にある。然し、英本國が夫れを欲しても、各自治領の中には、英本國以外にも有利なる通商路を發見しよう云ふ希望が旺盛であるから、關稅同盟の形式による通商帝國主義を快しとするものばかりもゐない。

ビーヴァーブルックの一派を俟たずとも、英本國としては出來得るものならば英帝國の關稅同盟を實現し、恰も今日の米國の如く殆ど總ての物資を自給自足したいに相違ない。されど事實問題としては至難な問題がある。夫は第一に對歐洲大陸貿易を忽諾に付することの出來ない點である。即ち、英本國は食料品中肉類等を大陸に仰がなければならぬ。屠獸は現在及び將來に於て自給することは甚だ覺束なく、去りて之れを自治領から輸入するのは餘りに高價であつて英本國人の堪ふる處ではない。且又砂糖も日常缺くことの出來ない品物であるが、之れも亦外國からの輸入に俟たなければならぬし、其他牛乳、牛酪、卵の多量をも歐洲大陸に求めなければならぬ。

此の事實は英本國としては大いに考へさせられる問題に相違ない。何んとなれば、過去に於ける英本國の植民各地政策なるものは「壓制」の一語に盡きた。米國が獨立したと云ふのも「蹄鐵製造禁止」政策の結果で、少しも自由の天地を與へなかつたのに原因するではないか。反撥力のあつた米國は斷然蹶起、干戈に訴へて獨立し得たが、其他の反撥力の乏しい各植民地は殆ど泣き寝入りの状態で英本國の傘下に屬して來た。されば英本國の今日となつて見ると、米國の如く反撥力を藏せる植民地をその儘自由

に發達せしめて來た方がよかつたか、夫れとも現在其の傘下に屬し居る印度、濠洲、加奈陀及び其他の去勢されたる植民地を其儘從屬せしめて來た方がよかつたかは、大いに考慮を要すべき問題であつた。英帝國關稅同盟によつて、恰も米國が今日得つゝある繁榮を得るべく冀つても、過去の抑壓政策が祟りをなして、其の目的を達成するには時既に遅しの觀がある。

前記の如く、日常缺くべからざる肉類の如きでさへ、歐洲大陸に供給を仰がねばならず、屠獸の如きですら現在及び將來に於て英本國に望みを囑し難く、去りて之を各植民地から供給を受くることは餘りに高價にして英本國人の能く堪ふる處でない云ふの一事が、既に雄辯に夫れを物語つて居るではないか。

英國の今日としては「過ぎたるは猶ほ及ばざるに如かず」であつた。英帝國關稅同盟の擡頭せる今日、各植民地を解放してリベラリズムの發揮に努めても、時既に遅く、其の目的達成には間に合はぬ憾みがある。

英國今日の行詰りは他に種々なる原因ありと雖も、實は全く過去に於ける植民地に對する抑壓政策の祟りなりと云ふも不當の言辭ではなからう。興亡盛衰は世の常とすること、繁榮を永久に我物とすることは宇宙の原則に反する。昔日に於ける英國の隆盛なきが如く、今日に於る米國の繁榮に永久性は無い。英國たるものまた以て諦むべきではなからうか。

四一、先進大英國の衰退の兆は過去に於ける植民地政策の壓制と後進諸外國の發展とに重大な意義を持つ

英國が往時に於ける繁榮を持続することが出来ぬやうになつた理由は、前記の植民地抑壓政策以外後進諸外國の發達に職由する。

後進諸外國の發達は、先進英國の諸工業を脅す度合が年々加増して行つた。例へば、紡績織布業に關する英米の競争に於て、英國は米國に一籌を輸し、加之、往時の市場であつた日本、支那及び其他の國は今や綿糸、綿布を自國の工業によつて生産し就中、日本の如きは完全に英國の壘を摩し、先進英國をして後に撞着たらしめつゝあるの現状である。人造絹糸製造工業の如きは亞米利加亦之れをリードし、英國は専心其の奪回を畫するも尙ほ及ばない。製靴業も亦大戰以來退歩を重ね、殊に最近各自治領に於て獨自に製靴業を創始することになつたので、英本國の同業は一大脅威を痛感して居る。又石炭の供給國であつた英本國は亞米利加の下風に立つやうになつた。製鐵網業の如きは一時世界に冠たるものがあつたが、最近、亞米利加、獨逸、日本の同業興隆に推されて昔日の觀がない。而已ならず嘗て英國から供給を受けてゐた諸外國も自國需要の鐵製品を自給するの傾向に在る。大戰勃發以來合衆國及び日本の造船業は大いに發達し造船業の大王國たる英國に肉薄し、爲めに、英國も造船界の覇者たる地位に一大

動搖を來さうと云ふ秋に直面して居る。

とは、マンチエスター・ガーヂャン紙(一九二六年十月四日附)の所載する要旨であるが、英紙自身が自ら顧みて此悲觀説を吐露する所以のものは、一面、英國内の當業者を相戒めて將來の對策を起さしめよう云ふ主旨から出たものであらうが、他面、大英國に隆盛なる昔日の面影が失せつゝあることを否定し得ない結果からであらう。

此の自然に來た英國の衰退振りを如何にしたら挽回することが出来るであらうか、往時の隆盛時に引戻すことが出来ないにしても、そこゝの處へ引戻さうとする希望と欲求とは、英國上下の熱心に配意し措かざる處のものであらう。

英國は過去數世紀に於て屢次危機に遭遇したが、其の都度適當なる打開策を講ずることを得て、新生面を開き世界に冠絶せる勢力を維持して來たのであるから、今や直面しつゝある危機に際しても、何等か適當なる新政策の實現を期し得るに相違あるまい。

其の新生面を開くべき對策とは他なし、「英帝國自由貿易」若くは「相互的特惠關稅」が夫れであらう。されば一九三〇年秋の英帝國經濟會議は後者について高調された。恰も米國の如く、英帝國内の通商貿易を可及的に英本國と自治領、植民地との間に止めようとするの政策である。

此の政策殊 前者は上來一再ならず記したビーヴァーブルック卿一派の唱道する處のものであつて必

すしも英本國民大多數が賛意を表して居るものとは限られない。されば英本國の某有力實業家の言なりとして傳へられる處によると。

「英本國は今や當面せる危機を脱して、新生面を展開するの方策を探るに際し、餘りに自治領、植民地に依頼し過ぎるの觀がある。」

と云ふ言辭は正に其間の消息を物語るものではあるまいか。

英本國としては確かに世界の情勢が變つて來たことに氣づくべき時に直面した。過去數世紀に在つては都合よく行詰りの危機を脱し新生面を開いて來たとしても其のことあるが故に、直に採つて以て今回の行詰りに於ても新生面を展開し世界に冠絶せる勢力を維持することが出来ることは云ひ得られない。

否、現に米國の現在は、昔日の英國の冠絶せる隆盛のお株を奪取してしまつた。流石の英國としてもそれを自覺せぬ譯には行かなかつた。故に軍縮會議の實例に見ても米國に一目を置かざるを得ぬ實狀の下に措かれたではないか。

之を要するに、英國は十九世紀の中葉グラッドストーンによつて確立大成された自由貿易主義を持続するには確かに龜裂が入つた。一九二四年第一次勞働黨内閣の出現するや物の見事にマッケナ關稅を廢止して大向ふの大喝采を博した手際も、一九二九年再現した第二次勞働黨内閣には認めることが出来ない。何をしようにも歐洲大戰後の深刻なる不況の波浪に對しては今や、施すべき策なきの有様であ

る。此の不況對策を忽諸にすることは勞働黨内閣存在の意義を沒却するものであるから、まづ其の方に没頭せねばならない。第二次勞働黨内閣としては其の主人役として三國軍縮會議の成立によつて永久に記念すべき世界的記録を作つた。恁る大事業を遂行したのであるから其の方面に勢力を奪はれたことも事實であり、夫れによつて國民の負擔を輕減せしむることが出來たのも事實であらう。

國民負擔の輕減その物は、關稅によつて國民が不知不識の間に負擔せしめられて居るのを除去すること、やり方は異つてゐるが、國民負擔輕減の點では同巧異曲である。此の意味に於て第二次勞働黨内閣は未だ目立つた關稅の廢減を行はないが、間接に行ひ得たとも云ひ得ぬことはないであらう。

第五章

一九三〇年に於ける英帝國會議の經過

四二、一九三〇年秋の英帝國會議に於けるマクドナルド首相の演説及び各自治

領代表の演説要旨

世界の視聽を蒐めて居た英帝國會議は愈々一九三〇年十月一日午前十時から倫敦に於ける外務省ロカルの間で開催された。

英帝國會議の三大任務

- 一、イギリス帝國各邦間に於ける政治上憲法上の關係
- 二、外國との關係特に軍備縮小と世界平和の促進とを目標とする對外關係
- 三、諸經濟問題解決を目的とする協力の實際的方法

以上はマクドナルド英國首相が會議開會式に於ける演說中指摘した處のものである。之れを表面的に見る時は、世界的に見て別段興味を惹くに足るものがないやうだが、其の側面觀を爲す時は、表面は何うあらうと、其の根本目的は「英帝國關稅同盟」を實現せしめよう云ふ點に在る。其の精神は遠くはチエンバレーンによつて英本國と殖民地との間の特惠關稅が説かれて居り、近くはビーヴァーブルック卿によつて一層強調されて居る。

十月一日開かれた該會議には加奈陀、濠洲、新西蘭、南阿、印度、愛蘭等の諸代表が出席し、議長席には恒例によつてマクドナルド首相が着き左の如き一場の演說を試みた。

マクドナルド首相の演說要旨

英本國に於ける内閣は交渉しても、去る一九二六年（保守黨ボールドウィン内閣）の會議で決定した大方針には變りがない。倫敦海軍條約は五國會議が三國だけで其の成立を見るに至つた。然し、軍備縮小に對して他國が誠意を持たず、爲めに平和的な國民も全く無關心で居られなくなり、世界的情勢が不安によつて充満しても、假りに、不祥事が突發するやうなことがあつても、夫れは平和に對し、誠意を有する英帝國の罪ではない。

現時に於ける不況は大戦に其の端を發して居り、一國のみによく解決し得ざるところである。故に、英帝國內

諸國が相互に授け合ふ必要があるから、其の爲めには吾人は經濟的協力に成功し得るとの確心を持つ必要がある。其の方法としては將來惡結果を招くやうな近視眼的な方策を廢して遠大なる計を樹立すべきである。

右はマクドナルド首相演說の大體の要旨であるが、夫れ以外にケロッグ不戰條約、應訴義務に關する選擇條項等にも論及したが、夫等は本論の目的に關係を有たないから省略する。夫れに次いで各自治領首相の演說に移つたが、其の大要を次ぎに記して見よう。

各自治領代表の演說要旨

加奈陀代表ベネットは、英帝國の經濟的協力の必要を説き、英帝國內諸國は其の目的を一にするの要がある。

濠洲代表スクリンも亦、經濟的團結の必要を力説し、更に進んで、英帝國の資源は自給自足を爲すに十分であるが、然し、焦眉の問題は生産よりも市場である。殊に濠太刺利が英本國の商品に與へて居る特惠的待遇は移して以て濠太刺利の商品にも與ふべきである。吾人は自國の開發を第一とし次には英本國及び他の自治領に優先權を與へるが夫れと同様、英國でも國內の農民を保護するは已むを得ない。

此の見地よりして他の外國よりも自治領の相互に優先權を與へ、外國の食料品に對しては關稅を賦課することも亦已むを得ないであらう。

南阿代表ヘルツォツグは、特惠關稅は相互的でなければならぬ。英本國の政策次第で自治領の政策も亦決定される。

印度代表は、現在印度は騷擾の状態に在るが、然し印度人は夫れでも英帝國內に止まることを欲して居る。

愛蘭代表は、英國の一國は他を支配すると云ふ舊いエレメントが残つて居る限り、英帝國內で協力しようと云ふ觀念は弱められる。

右の如く、各代表は夫々婉曲にまたは卒直に意見を吐露したが、此の第一日の本會議後經濟問題の小委員會を設けてその初會議を開いた。

四三、婉曲を極めたマクドナルド首相の英帝國會議に對する方策

前記、マクドナルド首相の演説によると、英本國に於ける内閣は更迭しても一九二六年の會議で決定した大方針には變りがないと云ふことを言明して居る。

勞働黨に立脚せるマクドナルド内閣が、保守黨に立脚せるボールドウィン内閣の決定した大方針に變りがないと云ふことを言明することは、果してどんなものであらう。

然らば、その一九二六年の議決に係る大方針とは如何なる内容をもつたものであるか、著者としては何うせ、年度の英帝國會議と云つても、主要問題は英帝國關稅同盟の可否に中心點を措くものと思ふから、一九二六年の大方針と云ふのも關稅問題に根本目的を置いたものであると云ふことに目標を置いて進みたい。

一九二六年に於ける關稅改正の根本的大方針

- 一、一九二六年には去る一九二二年の産業保護法令第一部樞要工業の保護期限が同年八月十九日を以て終るので、時の保守黨に立脚せるボールドウィン内閣は調査委員を任命して調査させた結果、樞要工業の保護期限を更に十ヶ年延長することにし、議會も亦之れを通過せしめた。
- 二、一九二五年の特惠關稅に比較して更に其の特惠年限を延長した。即ち關稅改正と關聯して植民地產品には總て三分の一の特惠を與ふる以外、現在與へつゝある總ての物品に對する特惠を、砂糖と同様十箇年間繼續を保證した。

尙ほ議決された幾多の條項の中、此の二條件が即ち、右に云ふマクドナルド首相の一九二六年決議に係る大方針であらうと信ずる。何んとなれば、右の二條件は何れも一時的のものではなく、十箇年と云ふ可成り長期の期限が附せられてあつて、之れが變更を見るやうなことがあると假定せば當に、不況のドン底に沈淪するの度を深からしむるのみならず、因それより發して如何なる惡結果を招來せぬとも限らぬからである。即ち(一)は一九二六年から一九三六年までの樞要工業保護(二)は一九二六年から一九三六年までの植民地產品に對する三分の一の特惠を繼續すると云ふのである。

以上の二大方針中、第一は英本國の樞要工業に關する保護であり、第二は植民地產業に對する特惠關稅であつて、何れも十箇年と云ふ保證付きのものである。

マクドナルド首相が、一九三〇年十月一日の英帝國會議の劈頭に於て「英本國の内閣は變つても、一九二六年の會議に決定せる方針に變りはない」と云つたのも無理のない處で、必ずしも無條件で反對黨

の政策に謳歌したものでなからう。

如何に労働党内閣であるからと云つても、保守党内閣に於て一旦決議して法律となつたものを、之れを廢止する譯もなからう。夫れも區々たる小問題であればであるが、産業上の大問題に對してそんな極端なことを敢てするやうなことはあるまいとも思惟されるが、然し、彼のマツケナ關稅廢止の前例があるから何とも云へない。

抑も、此のマツケナ關稅は、一九一五年保守党内閣によつて制定され、從價三割三分三十分の一を賦課したものであるが、一九二四年第一次労働党内閣の出現となりスノーデン藏相の手によつて、一舉にして之れを葬り、廢止の運命に逢着せしめたものである。

斯くの如く、労働党内閣は却々思ひ切つたことをやりかねぬ前例を有して居る。元來が自由貿易主義の政黨であるから、政策の相反する保守党内閣の制定した保護關稅を廢止する位のことは何んでもなからう。然し、政策が相反するからと云つても、十箇年間の保護を保證をされた産業に對し、將又、其の豫定の下に續けられて居る特惠關稅に對し、假に議會を通過し得る自信があるにもせよ、抜打的に之が廢止を聲明することは、現時の不況に喘ぐ時代に於ては不穩當だと云ふ觀念に支配されることが多いであらう。

何れにしてもマクドナルド首相の前記の聲明は、曩のマツケナ關稅の前例によつて不安がられて居た

人心に一脈の光明を與へたものである事は紛れもない事實であらう。

因に、一九二四年労働党内閣によつて廢止されたマツケナ關稅は政變と共に保守党内閣のチャーチル藏相の手によつて其の翌年復活され、一九二五年七月一日から再度の實施を見て今日に及んで居る。

四四、各自治領の意圖は特惠關稅に對しては賛否兩論相半す

一九二九年總選舉の結果により第二次労働党内閣の出現とはなつたが、未だ今日までマツケナ關稅の廢止案が議會に提出されたことを聞かない。

一九二九年の第二次労働党内閣の首相も、藏相も、一九二四年の第一次労働党内閣の夫れと同様、マクドナルド首相に、スノーデン藏相であるから、第一次の時に物の見事にマツケナ關稅を廢止して在野當時に於ける理想の一端を天下に示したやうに、第二次の現内閣に於ても更に在野時代の政綱を實際に行ふべき筈であるが、何等其の鋭鋒を現はすに至らない。

第二次労働党内閣が出現し、マクドナルド首相が其の施政方針演說中關稅政策に論及して、現行産業保護關稅は其の設定の當時から極力反對して來た労働黨であるから、適當な時期には廢止するつもりであること云ひ、スノーデン藏相も亦一九二九年七月九日下院に於て、政府としては勿論英帝國內に於ける通商關係を益々密接にし、且つ増進することに意を用ゆるものであるが、然し、特惠關稅制度が其の最

も有利な方法であるとは信じられない。故に、英帝國各地と最も密接なる通商關係を開拓する熱心な希望を有するものであり、既に、英帝國各自治領其他の政府と交渉を開始し、新たに英帝國經濟會議を開催して、帝國內通商關係促進の方法を討議するの可能性に就いて打合せを行つて居ると聲明した。此の事實に徴しても、保守黨の行つた保護主義に反對であることが明瞭である。

殊に、一九二九年七月九日既に「英帝國經濟會議」を開催すべき意向であることを聲明して居るのが注目に値する。一九三〇年十月一日から倫敦に於ける外務省ロカルノの間に於て「英帝國會議」が開かれたと云ふのも、スノーデン藏相の其の當時に於ける意向の現はれたと云つても好からう。

此の會議の結果、マツケナ關稅及び他の産業保護法並に特惠關稅などは夫々料理される運命に逢着するであらうとなし、其の結果は、英帝國の産業界に重大な影響を齎すことになるであらうと云ふので一般の關心する處が多であつた。

然し、其の會議の結果が、スノーデン藏相の所謂「英帝國內の密接な通商關係を増進するのに特惠關稅制度が最も有利な方法なりとは信ぜられない。」と云ふところに落着くかどうかは見物とされた。

現に、一日の會議に於ける加奈陀のペンネット代表、濠洲のスクリン代表、南阿のヘルツォツグ代表などは特惠關稅論者たることを明かにして居るのでも大體の空氣が窺はれた。

然し、愛蘭代表の言は大分變つて居て、英帝國內の協力には反對ではないが、英本國が他の自治領を

支配すると云ふ其の組織に反對して居るやうであつた。印度代表は當らず障らすの事を云つて居たが十月八日甲谷陀酒勾總領事から外務省に達した報告によると、全印度商工會議所聯合會は印度事務大臣其他に對し左の意味の陳情書を提出し、英帝國領土内に於ける特惠關稅が、印度に適用されることは絶對反對である旨を明かにして居る。

全印度商工會議所聯合會の特惠關稅適用反對陳情書

印度が眞の財政自主權を獲得するまでは事情の如何を問はず、如何なる性質の帝國特惠關稅と雖も之れを印度に適用せざるべきことを希望す。萬一、印度政府當局が特惠關稅に關する英帝國會議の決定に加盟するが如きことあれば「印度は英國の搾取の目的物に過ぎず」と云ふ印度人の信念を益々深からしめ政治的に不安の極に在る現下に於ける印度の輿論をしていよく激昂せしむるに至るであらう。關稅などの經濟問題に關する如何なる決定に對しても、印度商工業者は之れを否認すべきことを聲明する。

右は、全印度商工會議所聯合會の反對陳情と云ふだけに問題である。ガンジー一派の反對であれば、反對すべき根據を知るに容易であるが、全印度商工會議所聯合會と云ふと全國的の反對と見ることが出来る。

然し、現時の英本國政府は労働黨内閣であつて、自由貿易主義の本尊であるから、右の反對陳情書を保護主義の保守黨内閣時代に提出したのとは、反響の程度が違ふであらうとされた。

労働黨内閣も一九二九年の組閣と共に、英帝國經濟會議を開催すべきことを言明した關係上、開催す

ることになつたのであらうが、さて開いて見ると、恐らく採決に苦慮するの結果を招來するのではなからうかと思はれたものだ。

四五、英本國代表トーマス拓相の演説及び加奈陀代表ベネット首相の主張と

提議

英帝國會議本會議は十月八日午前十時から前回に引續き外務省のロカルノの間で開かれたが、その討論は該會議に於て最も重大視される經濟問題に集中された。

英本國を首の各自治領は、相互にその立場を説き、英帝國內の通商發展策について意見を披瀝したが、各自治領代表は口を揃へて英帝國內の互惠を主張したのは注目し得る。

されば、自治領は何れも先づ第一に自國の産業開發を爲すの意思は強いが、夫れが爲めには自治領の産業が幼稚であるから、外國から輸入せねばならぬものに就ては英本國の製品に市場を提供し特惠を與へるが、其の代り各自治領の生産物に對しては最もよい御得意であるべき英本國に於て、特惠を與へて自治領繁榮の助けとなつて貰ひたいと云ふ意嚮を明かにした。

労働黨内閣としては當日に於ける左記のトーマス拓相の演説にも示されてあるやうに、容易に自治領代表の主張する保護政策には賛成出來ないものと見られた。

然しながら今回の會議が、英帝國の經濟的團結の企圖に於いて失敗することとなれば、其の結果は英帝國として相當に憂慮されることになるから、該會議で如何なる決定を見るべきかは最も興味ある問題であると思はれた。

英帝國會議に於ける英本國代表トーマス拓相の演説要旨

總選舉當時の公約は如何にあらうとも過去一年間の情勢は根本的に變化したことを認めなければならない。吾人は此の帝國會議が現時の難局を打開すべく如何に實際的の貢獻を爲し得るかを考究したい。如何に山師的治療策や口先だけの解決策を高調した處で夫れが根本的解決になるものではない。

現に、世界の貿易額は大戰前と比較して二割の増加を示して居り、また英帝國內の貿易も同様であるが、只獨り英本國は二割の減少を示し、英本國が最も深刻な影響を蒙つて居る。而して英帝國の利害休戚は各々が分つところである。各自治領が英本國に對して特惠を與へてゐることは諒として居るが、然し、國防、管理、保障及び英帝國市場などに關しては總て英本國が自治領の爲めに貢獻して居る。此の難局の由つて來るところは生産の過剩に在り、吾人は小麥の不足なるが故に飢え、また棉の不足なるが故に着物が無いのではなく、之れが多過ぎるから貧乏するのだ。之れは全く不合理であると云ふ他はなく、何れかの方法によつて速かに解決を計らねばならぬ重大問題である。

と労働黨内閣の立場を明かにした。然し、その演説中に於て、英本國の立場と、現下の窮狀とを開陳したが、然らば如何にせば此の刻下の窮狀が救はるべきものであるかと總云ふことに就ては何等言及するところがなかつた。之れに對し、加奈陀のベネット代表は相互的特惠關稅を主張し、次回の英帝國

經濟會議を加奈陀のオッタワで開くべきことを提議した。

加奈陀ペンネット代表の主張と提議

英帝國相互に特惠を與へ帝國市場を擴張することによつて、各自治領は互に利益を受けるのである。加奈陀の最も問題とするところは小麦がよい値段で賣れることで、英本國に最も餘計に賣込み得れば問題は解決する。英本國及び他の自治領が加奈陀に對し相互的に特惠を與へるならば、加奈陀としては現在の一般關稅率を一割増加して英帝國各自治領に對して特惠を與へる。文字通りの帝國内の自由貿易は不可能だが、いはゆる帝國内自由貿易の企圖するところは帝國の特惠で達成される。早速各國は夫々専門家をして委員會を組織せしめ、此の問題に對する具體案を練らしめ、來年は加奈陀のオッタワに於いて「英帝國經濟會議」を開くことにしたい。

夫れに次いで埃太刺利のスクリン代表は其の立場を説明したが、夫れは最も詳細を極めたもので、濠洲が如何に英本國にとつてよいお得意であるかを左の如く力説した。

濠洲スクリン代表の力説

英本國は濠洲から輸出する商品の一割二分に就いて特惠を與へて居るが、濠洲は英本國より輸入する商品の九割に對し特惠を與へてゐる。英本國の國民も英帝國の貨物に自發的特惠を與へてゐるが、然し、濠洲は關稅によつて議會が責任をもつて英本國に特惠を與へて居る。若し、濠洲の農産物に對して英本國が互惠的に特惠を與へるならば、其の効果は最も明確になるであらう。

夫に引續き新西蘭のフォーブス代表も特惠關稅の最も有効なる所以を説き、之れを英帝國全體若く

は個別的に擴大すべきことを主張したが、該代表は英本國に對しての互惠を強く力説して居ない。更に、それに次いで南阿弗利加のハーヴェンガー代表も互惠的特惠關稅協定が最も有効なる貿易發展策であることを強調した。

四六、特惠關稅に關する勞働黨内閣の態度決定と三大方針

叙上の如く、八日の英帝國會議の經濟問題に關する討論は劃時代的意義を有するものであつた。何んとなれば、從來未だ曾て斯く英帝國構成諸國の經濟問題に對する意見が明白に開陳されたことがなかつたからである。去る一日の會合も此の八日の會合も殆ど一致して保護貿易を要望して居る。(尤も印度に於ける全印度商工會議所聯合會の特惠關稅適用反對の陳情があつたことは前記の如くであるが)自由貿易主義を黨とする勞働黨内閣の天下に於て此の會議が開かれ、然もその論議さるゝ所のものが、保護貿易主義に立脚したことであること云ふことは皮肉である。然らば、勞働黨内閣なるが故に閣僚の全部が自由貿易論のみであるか云ふに必ずしもさうではないところに二重の皮肉がある。現にトーマス拓相やグラハム商相などは其の部類に屬すると云はれて居る。

保守黨は此の間に在つて隙さず「自黨が今後若し、内閣組織の天命を拜することになれば、必ず保護貿易政策に立脚して各植民地を満足せしむることに足る制度を設定することに努力するであらう」と云

ふ意味を聲明して居るが、保守黨としては大いに意を強うした譯であらう。

然しながらスノーデン蔵相の如きは、労働黨内閣を代表する自由政策の固執者で、最も強硬に各自治領の特恵關稅策に反對してゐる。

米國が一方に、自由貿易主義の民主黨があつて、常に共和黨の保護貿易政策に反對して來て居りながら、其の結果に於ては益々保護政策の度を高むることになつて居るやうに、英國また、一方労働黨や自由黨の如き自由貿易主義の有力な黨派がありながら、保護貿易主義の保守黨に牛耳られるやうなことになるはしないかを或は惧る。

米國が、漸次保護の度を高めて行くこと云ふこと自體は、共和黨が議會に多數を占めて、保護政策を加味せる關稅法を議決して行くからだとは云ふものゝ、若くは、時の大統領がそれに署名をするからだとは云ふものゝ、然らば、誰が保護主義の共和黨に多數を贏ち得させたのであらうか、また誰が、保護關稅政策の加味された法文に署名せねばならぬやうな大統領を、選舉したのであらうかと云ふ結論に到達する。

夫れと同巧異曲の結果を、英國の關稅政策にも見出すことになりはしなからうかと云ふ點を慮るるのである。

何んとなれば、保守黨と云ふ有力なる政黨が實在し、常にその政策を支持し、機會ある毎に、保護主

義を高めようと狙つて居り、然も現時に於ける經濟界の不況は、同主義を國民の多くが要望して居るのではなからうかと看取せらるゝ節が濃厚だからである。

されど労働黨としては此の場合保護政策を採るやうなことがあると黨是を無視した結果となり、黨をして自殺せしむるも同様であるから、萬一、その舉に出なければならぬやうなことになるならば宜しく挂冠するに如かずである。

然し、閣僚中に兩主義者が存在することは前記の如くであるから何れかに黨とし將又、内閣として統一した意見を決定せねばならない必要に逼られてゐる。

現内閣の態度がそれによつて決定することになれば、英帝國會議の落着くべき方向を決したものと見ることが出來よう。また現内閣の態度が決定せば、英本國としての會議に對する大方針が決せられる譯になる。云はゞ此の労働黨内閣の態度決定如何は、英帝國會議の使命を決する上に於て、重大な意義を有するものとして大いに注目を惹くものであつた。

右の八日の會議後、英國政府は閣議を開いて愈々態度を決定したが、夫れは、十三日の英帝國會議に於て、グラハム商相から發表された。

英帝國內互惠條約要旨に關するグラハム商相の聲明要旨

自治領が如何に帝國內特惠關稅政策を要求する處があつても、英本國內の生活費を増加するが如き政策には反

對である。また諸外國との現存通商條約を急激に變化するが如き政策にも反對である。何んとなれば、夫れは、労働黨内閣の政策たる(一)輸入局の新設(二)大量仕入(三)物價の統一の三大方針に支障を來すなきを保せぬからである。然しながら、本國政府は現在課税して居る輸入品に特惠關稅を施すことは原則として承認はする。されど英國の石炭、鐵、加奈陀の小麥と云ふが如く、相互に主要輸出品を異にするからベネット代表案のやうに一〇%の特惠關稅を千篇一律にすることは困難である。物品と市場とを十分に調査して英帝國內の貿易を盛んならしめたい。それには右の三大方針に基き尙ほ精密にして詳細なる研究を必要とする。現政府としては目下英本國と獨逸、アルゼンチンなど、結んで居ると同様な通商條約を締結し、夫れによつて關稅互惠制度を研究したい意思を有してゐる。

四七、加奈陀ベネット代表の一割關稅率増加に關する辯明と機を狙つた保守黨首領ボールドウインの政策發表

前記の如きグラハム商相の聲明に對し加奈陀のベネット代表は次ぎの如き辯明を試み併せて疑問の點を解いた。

ベネット代表の辯明

グラハム商相の聲明中に自分が八日の會議の時に相互特惠關稅中、英本國及び他の自治領が加奈陀に對し相互的に特惠を與へるなら加奈陀としては現在の一般關稅率を一割増加して英帝國各自治領に對して特惠を與へると云ふ意味のことを云つたのだが其の一割と云つたのは必ずしも總ての物品に對し固執するものでなく、大體その

邊を指しただけで、夫も世間で誤解されたやうに従價一割と云ふのではなく稅率の一割を意味するものである。

一方、此の加奈陀首相ベネット代表は英帝國內商業發展策としては、特惠關稅以外のものは代表案としても、考慮の餘地のないことを聲明してゐる。

殊に注目に値すべきことは新西蘭のフォーブス代表の聲明である。夫れは、労働黨内閣の前記の三大方針中の一である大量仕入の如きは通商關係に政府が干渉する結果となるものであつて恣る政策には反對であると云ふに在る。

之れに對し、労働黨内閣としては如何に考慮したであらう。少くとも此のフォーブス代表の聲明の如き空氣が自治領中に在ると云ふことを知つた譯であるから、自治領及び英本國の選舉民への反響如何も自然考慮の中に措かねばならぬことになるので、労働黨内閣の英帝國內通商振興策の所謂三大方針にも影響することになる。

兎に角、今回の英帝國會議は自治領側殊に加奈陀ベネット代表にリードされた形である。去る八日の本會議の席上ベネット代表の投げた特惠關稅提議は、恰も現政府の虛を突いたもので、自由貿易主義を標榜する労働黨内閣の主權に係る會議としては本壘に巨彈を投せられたも同様である。されば此の提議を中心として英本國では各種の議論や運動が盛んとなつた。

夫れは同日の英本國のトーマス代表が、加奈陀ベネット代表のために會議をリードせしむるやうな

羽目に陥らしめたのが失敗の因だといふに歸着した。

然らば何が、本國代表をして徒らに加奈陀代表にリードせしむるの機會を與へることになつたかと云ふに、英本國政府には先手を打つべき何等の具體的成案がなかつたからであるとの非難が起つたが必ずしもさうでなく、現に十三日の本會議には所謂三大方針に基く振興策を發表してゐるのであるからさう片付けて終ふことは聊か酷であらう。然し、一、輸入局の新設二、大量仕入三、物價の統一などの三大方針がある位ならば、何故十三日を待たずして八日の本會議演説の時に内容のあるものを發表しなかつたのか、然るをトーマス代表は抽象的演説に終始した。されば極端に論ずる時は所謂三大方針なるものは急造のものではなかつたであらうかとも云へる。此の酷評をして起るに任せると云ふのも要するに太刀おくれか、不用意かに基くものだと云はれても致方がないであらう。

加奈陀首相のペンネット代表によつて投げられた特惠關稅に對する英本國の態度は、其後の閣議に於て決定し、十三日の本會議に於てグラハム商相によつて發表されたことは既に記した如くである。

勞働黨内閣として、特惠關稅に賛意を表する譯はなく、原則的に現在課稅してゐる輸入特惠關稅を承認はするが、如何に自治領が要求しても、英本國の生活費を増加するが如き政策には反對だと云つたのは當然であらう。詰り現在の分は承認するが、之れ以上の引上げを行ふ要求に對しては應じられないと云ふにあつた。

然るに、八日ペンネット代表が本會議に於て宣言せる翌日、保守黨は機を逸せず無條件賛成を發表し、現政府の態度如何に不拘、次回選舉の第一政綱に掲ぐべきことを闡明にした。

即ち、保守黨首領ボールドウィンと同黨幹事長ネヴィル・チエンバレーンに宛て書翰を以て將來我黨が政權を獲得した場合、直に實行すべき政策は次の如きものであると發表した。

保守黨首領ボールドウィンの政策發表

- 一、徹底的緊縮政策
- 一、減稅
- 一、失業保險制度の徹底的改革
- 一、緊急關稅率を即時設定し之れによつて外國の競争に對し英國の製造工業家及び産業一般に對する保護の實効を擧げる
- 一、外國製麥芽及び大麥に對する關稅及び燕麥その他の農産物の投資を防止する一方、英國農民に對し一定の小麥相場を保障する
- 一、國內及び英帝國內の生産小麥に對し確實な販路を保障する制度を採用する
- 一、英帝國內の經濟的統一を促進する目的で自治領各邦と協調的行動を執る

四八、英帝國會議を相互に利用せる英國三政黨の策略

日頃鈍重其のものゝやうに云はれて居たボールドウィン黨首が、此の機敏な行動に出たと云ふ一事は、

非常なセンセーションを巻き起した。

然らば此の早業の黒幕は誰であらうかと見るに、保守黨幹事長ネヴィル・チェンバレン其の人であつた。此の保守黨の聲明に對し、恰も物の響きに應ずるが如く唱和して立つたものにハンスドン卿の統裁する英帝國工業協會及び、サー・ウィリアム・モリスを會頭にしてゐる商工會議所の有力なる二團體があつた。此の二大産業機關は、現下の不況を打開する唯一の方法は英帝國內に特惠關稅を實施するに在りとなし大いに氣勢を擧げた。

前記のポールドウィン黨首の聲明は、今後若し、保守黨が内閣を組織した場合には「英本國其他のイギリス帝國市場と同様の交換條件で、加奈陀市場に於ても現在の一般關稅率を一割増加して特惠關稅を實施すべし」と云ふ加奈陀首相ベンネットの英帝國特惠關稅主義を受諾するものである」と見做さるゝに至つた。

元來保守黨には黨として人心を新にし之が完全なる統一を計らねばならぬ重大事に逢着して居た。夫れは他でもなく、黨首ポールドウィンに對する人望が昔日の觀がなくなつたのに歸着する。されば從來に於ても黨首更迭の議が流布され、一時、ネヴィル・チェンバレンが保守黨幹事長に就任した際黨首ポールドウィンとの更迭なりと日本の大新聞などが誤報を傳へたほどに、英國の政界に興味をもつものとして常に潜在意識を興へしめて居る。

斯くの如き説が流布されること云ふことは保守黨としては決して有利な事ではなく、假に夫れが反對黨の自由黨系の新聞の宣傳なりとしても其の儘看過して置くことは黨員の統率上から云つても香しからぬものがあること云ふので、ポールドウィン黨首が休暇を終へて歸來したのを機とし「黨首更迭説の如きは全然あり得べからざること」と云ふ聲明を保守黨本部の名に於て發表したのは英帝國會議の開かるゝ三日前の一九三〇年九月二十九日の事であつた。

右の如き事情が潜在されて居るので、保守黨としては最好のチャンスをつまへて黨の人氣を一新せしめねばならぬ必要に逼られて居たのである。さればにや、鈍重そのものゝやうに云はれて居たポールドウィン黨首が、十月八日の英帝國會議の雰囲気をつまへ、頗る敏捷に翌九日を以て保守黨の新政策を世上に發表した譯であり、黒幕參謀のチェンバレン幹事長の活躍振りもさこそと思はれた。

保守黨が現在の儘で、黨中黨を樹てつゝあるロザミア卿一派をよく統禦し得るであらうか否やは依然として疑問なるべく、十月九日の敏捷なる政策發表だけで之等の紛紜が一掃されたことは認むることを得ぬであらう。現に、此の一派は食料品關稅に就いては黨と反對の態度を採る旨を聲明して居た位であるから、氷炭相容れぬ經緯を深めつゝあるのではあるまいかとされた。

何れにしても、保守黨としては黨内統一策を確立するの要があるので、英帝國會議に於ける材題を巧妙に扱ふことも其の一手段とさるゝ處のものであつた。

世界的不況の眞最中に開催された英帝國會議の使命は、各方面に種々なる關係をもつものであつた。労働黨は之れによつて現在の行詰りを打開せんとし、保守黨は機を狙つて一面には黨員の人心を黨外に向けしむると共に、他面には政權の獲得を心懸けねばならぬとし、自由黨は其間に在つてキャスティング・ヴォートを把握せんと試みるなど、觀る者をして其の間に寸隙を與へしめぬものがあつた。

また、勞資間に在つてはイギリスの繁榮恢復策に向つて共同の作戰に出で、現にイギリス労働組合が資本家と同一戦線に立ち、資本家團體たる英國工業聯盟と共同覺書を作成してマクドナルド首相に提出したのは英帝國會議前の九月二十四日のことであつた。

其の覺書なるものは、英帝國內に於ける貿易促進の急務を説き、其の方策として英帝國內の各方面と經濟問題の審議を爲すべき機關の設立を提唱したものであるが、之れは一方、労働黨大會の決議の表現であり、また一方、工業聯盟及び商工會議所より成る英帝國會議準備委員會報告の具體化するものでもあつた。云はば、舉國一致の覺書と云ふところのものではあつたが、夫を直に英帝國會議の議題とする事は労働黨内閣の政綱と合致するものでなければならぬ。然るに之を参考に止めた内面的理由を考案するならば、保守黨の進路も自ら展開されてゐるものと見らるべく、其間に微妙なる政治の機微が窺はれる。

四九、三黨三様の經濟界不況對應策に関する其の主張と食料品課稅問題

英國の三政黨は目下の經濟界不況對應策として三黨三様の見解を下して居る。

三黨三様の經濟界不況對應策に関する主張

- 一、保守黨は刻下の經濟不況を除去する唯一の手段は自治領土の提起せる特惠關稅提議を容れ保護關稅政策を採用するに在り。
- 二、自由黨は自由主義の拋棄が經濟的不況を打破し得べしとは信じない。否、却つて自由主義こそ不景氣打破の唯一の方法である。
- 三、労働黨は自由主義保護主義何れも刻下の經濟不況に處するには舊い手段である。寧ろ不況の根本原因に遡つて除去するの要があり、夫れには主要産業機關の公有の如き社會主義的手段による外なく、換言すれば經濟組織の根本的大改革に據るにあらざれば、現下に於ける難關打開の策はない。

右の三様の政策中、果して何れが適切なる對應策であるかは、見る人をして異なる見解を下すことは恰も、右の三政黨の主張と同巧異曲のものがあらう。

而して之れを判斷すべきものは英國國民の總選舉に對する歸趨によつて決せられる。然し、労働黨としては今や政權を握つて居る最中であり、その政府によつて英帝國會議が開かれたのであるから、其の態度を一層明確にせねばならぬ立場に在る。去る十月十三日に於ける英帝國會議の席

上グラハム商相によつて聲明された處によると、「自治領が如何に帝國內特惠關稅政策を要求する處があつても、英帝國內の生活費を増加するが如き政策には反對だ。」とある。

閣僚中には保護、自由の兩派があつて必ずしも同一意見の持主のみではないが、閣議によつてさうと決せられたのである。然も其の對策として輸入局の新設、大量仕入、物價の統一の三大方針の用意あることを發表した。英本國としては現在程度の特惠關稅は原則として認めるが、夫れ以上は認めないこと云ふに在るやうだ。

如何に勞働黨内閣だからと云つても右記の如き、經濟組織の根本的大改革に據ることは今直に實行することは出来ない。刻下の經濟不況を打開するには保護主義でも行かず、自由主義でも行かず、不況の根本原因に遡つて、主要産業機關の公有の如き、社會主義的手段による外ないと云つて居るが、此の産業革命に對し英國國民は如何なる判斷を下すであらう。

十月一日から開かれた英帝國會議は、右の如き社會主義的産業革命を信じて居る勞働黨内閣に對して、食料品の課稅を含める保護政策の採用を求めて居るが、夫れは不可能事を要望するものであつて恰も、自殺を強るに等しいやうな結果を見るに至るであらう。今假りに、勞働黨内閣が食料品を除いた保護關稅政策を採用することになるならば、嘗に勞働黨内閣としての生命が覺束なくなるのみならず、延いては、自由貿易を以て鳴る自由黨の支持を失ふ結果を招來するであらう。況んや、食料品を含める保

護關稅政策なるものなるに於てをやである。

十月八日の英帝國會議の時は、トーマス拓相が煮え切らぬ抽象論でお茶を濁し、却つて加奈陀首相ベネット代表の爲めにリードされた形となつたなどは、トーマス拓相こそ貧乏籤を抽いたものであつて、實は勞働黨内閣に確たる方針がなかつたのに原因する。英帝國會議の最大眼目たる「英帝國の經濟的結束」が實現されなかつたならば、勞働黨内閣としては大なる不利を見なければならぬ。また一方、保守黨は八日のベネット加奈陀代表の特惠關稅論に賛意を表し、直に共鳴せる聲明書を發表せることは前記の如くであるが、保守黨政策の新政綱に果し、食料品課稅を含むや否やは不明なるも萬一、之れを含むものこそば頗る大膽なる方途に出たものと云はねばならない。何んとなれば、過去の例に徴するに、食料品課稅を含んだ保護關稅政策を政綱に加へた政争には必ず敗北を見ることになつて居るからである。それをしも犠牲に供する覺悟以て敢て自治領代表の意見に賛意を表したなどは、如何に決する處の強固なるかを證據立つるに十分であらう。

五〇、勞働黨の不況打開の根本策なりとする「主要産業機關公有」は果して世に容れらるゝてあらう乎

理想必ずしも實現可能なりとは云ひ得ないが、理想なるが故に實現不可能なりは斷じられない。世界

の中で獨逸程理想と實際とを短距離なものとし、實現化することに妙を得た國は少いと云はれ、其の實例として、戰敗國の獨逸がチェツペリン飛行船を建造し、夫れによつて世界一週のトップを切つたなどはそれである。

勞働黨の理想政策は、戰敗國の獨逸がチェツペリン飛行船を建造して夫れによつて世界一週のトップを切つたと云ふほど理想の實現に可能なものであるか否や、夫れと是れとを比較する事は聊か其類例を異にするの嫌ひはあるが、チェツペリンの理想も以前は随分懸離れたものであつた。

勞働黨の所謂「主要産業機關公有」と云ふ社會主義的行爲は、露西亞の他は理想否、空想位に思つて居よう。

然し、勞働黨は今や、現實に政權を把握して目下の經濟不況に最善の努力を拂はねばならぬとし、また之れを實現せしむべく、英帝國會議を開催した。が、各自治領の主張は勞働黨内閣を益々窮地に陥らしむるほどのもので、保護でもなく、自由でもなく、夫等は何れも舊い型であるから、主要産業の公有で行かうと云ふ主張を有して居る勞働黨内閣に對し、英帝國相互間に均一せる特惠關稅を設けよと叫んで居るが、夫れは恰も勞働黨内閣に自殺を強るものでなくて何んであらう。

目下の經濟不況打開の爲め、英帝國內に統一せる經濟政策を行ふことを目的として開催された英帝國會議に於て、其目的を達成する事が出来なかつたらば不成功に終つたものだと云ふの外はあるまい。

各自治領の殆ど總ての領土が希望する英帝國內均一特惠關稅制度を設けることが、此の經濟不況を切抜け得る唯一のものこそせば、曲りなりにも統一せる經濟政策が行はれることになる。

然らば、勞働黨はそれに賛意を表するであらうか。與黨の反對を買つてまで現政府に、英帝國均一特惠關稅制度を設定するほどの勇氣があるであらうか。尤も、閣僚の内には、目下の經濟不況、失業問題、財政困難等の難關切抜けの一時的方便として一種の保護關稅に據るも致方がないではないかと云ふ軟論者もある。

自治領土を満足さすべき右の保護政策を採ることにせば會議を纏める點に於ては成功するが、勞働黨内閣としては自殺行爲に均しいので、一二閣僚の個人的意見ならば兎も角、内閣全體の意見として夫れを採用することは困難な立場に在る。

マクドナルド首相にしてもフィリップ・スノーデン藏相にしても徹底的の自由貿易論者であるから否、夫れよりも進んだ考へを有して居る彼等としては、死線を越えてまで自治領の意向に賛意を表する譯には行くまい。

勞働黨内閣としては何れにしても難問題に當面した譯であつて、之が收拾の如何によつては重大な結果を見ぬとも限るまい。現に、一九三〇年十月二十日夜スノーデン藏相がマンチエスターに於て次のやうな演説を試みて居る。

スノーデン蔵相の特惠關稅に對する反對演說

予が蔵相である間は特惠關稅政策に對しては斷じて慎重なる考慮を拂ふものではない。何となれば、保護政策は物價の騰貴を來し、結局勞銀に對し甚だ憂ふべき打撃を與へることになるからだ。加之、保護關稅には政商跋扈して議會の純眞性が汚される虞れが多分である。

然もその演說口調は舌端火を吐く底のものであつた。ペンネット加奈陀代表が「英本國政府が經濟關係を以て英帝國の連鎖の鍵と思ふならば、今こそ其の眞心の見せ時である。然も其の方法は特惠關係より他によい手段はなく、其のチャンスは此の機會を逸して再び來ない。若し、英國にして此の機會を把握することが出來なかつたならば、英帝國は恐らく分裂するであらう」と云ふ意味に於て之れまでの會議毎にマクドナルド首相に當つて居る。

然るに、スノーデン蔵相が右の如き特惠關稅反對論を以て酬いて居ると云ふことは一層、英帝國會議の前途に難問題を投ぐるものであつた。

五一、問題になりさうでない善のビーヴァーブルツク卿一派の唱ふる英帝國自由貿易論の受ける譯

一九三〇年十一月の英國は實に多事多端であつた。何んとなれば、十月一日から開かれた英帝國會議

が月餘に亘つて尙且濟まぬ中に、十二日からは英印圓卓會議が開かれ、續いて二十八日からは夏以來休會となつて居た英國議會が開かれたからである。

十一月二十八日の開院式勅語に對する下院の奉答文案の討議に入つた時、マクドナルド首相は開會中であつた英帝國會議の事業と英帝國特惠關稅問題、失業問題等に就いて、決然たる態度で労働黨内閣の見解を述べ、政府は絶対に英帝國特惠關稅の美名の下に匿れて輸入食料品に課税することをしないこと及び英國の失業者数は米國などに比較するならば遙に少數であることなどを力説した。

議會で行つた此のマクドナルド首相の決然たる意見に對して、國內の輿論が果して共鳴するであらうか。夫れに對し、一九三〇年ゼネヴァで開かれた労働會議に資本家代表として出張した栗本勇之助氏が倫敦に着いた時の感想を紹介して其の一端を窺知して見ることにしよう。

同氏が倫敦に着くと直ぐ手にすべく意識せしめられ、早速讀下したものは彼のビーヴァーブルツク卿のインベリアル・フリー・ツレードと云ふ一冊子であつた。夫れは英本國と英植民地との間の貿易をして自由主義に據らしめよう云ふ主旨のものであるが、此の主旨に就いて自由黨の人々に就いて聞くに、彼れは新聞經營に於いて成功したが、人格としては感服の出來ない點が多い。彼の唱ふる英帝國内自由貿易論も一の賣名手段に過ぎない。然しながら彼の經營に係る新聞や同一系統に屬する新聞はよく賣れる。其の新聞がよく賣れると云ふことは彼の論旨に共鳴するものゝあることを裏書するものである。

と云つて居たさうである。労働黨の人々も保守黨の異端者であるビーヴァーブルック卿であつて、無論保守黨 代表したものではないが、素より彼の論旨に共鳴する筈もなく、自由黨と大同小異のことを以て答へたと云はれる。夫れに對し栗本氏の感想としては憊うである。

英本國の民衆も最早英帝國自由貿易論などが物になりさうなことの無いのはよく分つて居る、よく分つて居るが、今の英國としてはそれに全然耳を傾けないと云ふ譯に行かないと云ふところに英國としてこの悩みがある。失業問題に對する労働黨内閣の對策も確信のあるものでない。失業問題を解決するには經濟界をよくせねばならないが、然らば如何にしたならば回復するか、其の成算が立たぬとすると、今時受け入れるべきものではないと思はれる筈の、ビーヴァーブルックの英帝國自由貿易論をも無視する譯に行かないと云ふので案外國內に共鳴者をもつて居る。此の零團氣が何う展開されて行くであらうかと云ふのが、英國の今後に貽された問題だが、流石の労働黨内閣も特惠關稅問題に對して斷乎たる處置を取りかねて居るのは何を物語るものであらう。

と云ふ疑問點を存して居る。右の栗本氏の感想によつても知られるが流石の労働黨内閣も、彼の一九二四年の第一次労働黨内閣の時にマッケナ關稅を撤廢したやうな元氣がない。十月一日から開かれた英帝國會議席上加奈陀のペンネット代表によつて提案された特惠關稅に對しても労働黨内閣でありながら何うしようもない。尤も英帝國會議は議決權の伴ふものではないから、其の問題を何うしても決定して終はねばならないと云ふ必要がないかも知れないが労働黨内閣でありながら、其の態度を曖昧にせねばならないと云ふ處に大なる悩みが存在する。

今の英國としては其の手段は敢て選ぶ處でない。兎に角、失業問題を解決して、景氣を直して呉ればよいのだ。此の見地から遠大なる理想よりも、當面問題を解決して呉れさへすれば、ビーヴァーブルックの英帝國自由貿易論でも敢へて厭ふ處ではないと云ふ傾向になりつゝあるのではあるまいか。

五二、何等の收穫なく終了された英帝國會議と今後に貽された英帝國內の結束

問題

何れにしても、現在の英國事情は明快なる論旨を以て判斷し得られない關係に在る。其間に在つて特惠問題を何れにか解決しようとしても夫れは寧ろ不可能事を強るものではあるまいか。

全く、英國労働黨内閣は歴代内閣中稀に見る重大な問題に逢着したものだ。と云はねばならない。前も記したやうに、失業問題、不況對策、印度問題など一朝にして解決さるべき問題ではない。其の難問題に逢着し、之れを政治的にも經濟的にも解決して行かうとすると、内閣の生命を賭してかゝらねばならない。故に、一説には保守黨でも自由黨でも直接是等の問題解決の衝に當るを回避し労働黨をして當らしむべく態と政局に動搖を生せしめないのだとさへ云はれてゐる程だ。

英帝國會議は大戦以來開催されること五回に及んだが、一九三〇年の分が特に注目されたと云ふのも、前回即ち、一九二六年の會議に於て英本國と自治領土との間の法律的關係が解決された後を受け

て、今回は如何にせば此の法律的關係を傷けることなしに、英帝國の政治的及び經濟的統一が行はれるかの實際問題を講究しよう云ふのであつて、之れ 未曾有の經濟不況及び失業問題に苦しめられて居る英國に取つては、最も重要な會議であつたからである。

然しながら、此の大問題を解決する上に於て世界の大勢を没却せる一黨一派に偏したやり方では解決されぬ大なる傾向を有して居る。何となれば、自治領土其の他の屬領地は「母國の爲めに存在する」と云ふ古い思想は、現時の英帝國構成國、母國との關係には適用出来ないからである。夫れは、之等の領土は英本國に對して、經濟的關係は相互的でなければならぬ云ふ思想に驅られて居ること、各構成國は夫々關稅自主權を有して居るので、自國の利益に相反せる關稅の改正を行つてまで、母國の利益を計るやうなことはせぬ傾向に在る事實を看過出来ない。

英帝國內の雰囲気は叙上の如き状態に在るのであるから、假にビーヴァーブルック卿の一派が躍起となつても、英帝國自由貿易の如きは、英帝國構成國間の政治的及び經濟的關係から見ても、不可能なものどされる。

従つて、ベンネット加奈陀首相によつて提案された特惠關稅問題の如きも、容易に解決さるべき問題でもなかつた。

十月下旬早々には議了の豫定であつた英帝國會議も、容易に議了さるゝ處とならず、出席代表中殊に

南阿代表ヘルツォグの如きは餘りに滞在が長引き過ぎたので歸國すること云ひ出した位であつた

されば最後の間に押迫つて、經濟問題を片付けるべく必死の努力を傾倒したのであるが、十月一杯には逆も目鼻が付かず、十一月月上旬も時の間に過ぎて十二日最後の會議を開いて議を進めたのであるが、遂に議纏まらず、十三日更に首席代表會議を開き深更夜半に及んだ。

此の長時間に亘る經濟問題の審議も更に効果なく、依然として意見の一致點を見出すことは出来なかつた。

彼の特惠關稅に就いては最初から態度を曖昧にして煮え切らせずに居た英本國政府は、最後に至つて明白に自治領の要求を拒絶するに至つた。

自治領代表等は最初から斯くあるべしとは豫測して居たが、夫れでも僅に一縷の望みを繋いで居たのであつたが全く失望に歸した。

然るに、右 十二日の首席代表會議で英本國政府から夫れに代る別案を出したのであるが、今度は自治領代表側の方で夫を拒絶した。之れによつて一九三〇年の英帝國會議は其の最も重要視された經濟問題審議 於て失敗に歸したことが明白となつた。

叙上の如き経緯をもつた儘、十四日最終の總會を開いて可及的結束を爲すべきことに掉尾の努力を拂つた。其の結果、特惠關稅問題に付いては「現在各自自治領に認容されて居る特惠關稅を今後三年間延長

する事及び次回は一九三一年加奈陀のオッタワに於て開くべき事」と云ふ申合せをして閉會した。
 之れを要するに、今次の會議は經濟問題に關して何等の收穫を見るに至らなかつた。然しながら英帝
 國內の經濟的結束によつて、英國今日の經濟的苦境を救済しよう云ふ希望は、今や資本家及び勞働組
 合の均しく抱く處であるから此の希望は更に今後の機會に延ばされた譯だ。英國は如何にして此の勞資
 双方の希望を充さしむべきか、矢張り大勢の潮流に巧みに棹さすことによつて其の目的を達し得るので
 はあるまいか。而して此の目的は現勞働黨内閣によつて達せらるべきか、夫れとも一九三〇年十月三十
 日ウエストミンスターのカストン・ホール大會で滿場一致ポールドウイン黨首を信任せることにより更
 生された保守黨によつて達成さるべきか、否やは今後の推移に俟つより外はあるまい。

關稅戰上の日本(英米の卷)終

昭和六年一月十五日印刷
 昭和六年一月二十日發行

關稅戰上の日本(英米の卷)

定價金貳圓八拾錢



製復許不

著作者 新田直藏

發行兼者 松本善次郎
 大阪市北區會根崎上三丁目八番地

發兌元

大 阪 市 北 區 會 根 崎 上 三 丁 目 八 番 地
 電 話 北 一 六 五 三 番
 東 京 市 神 田 區 廣 善 東 京 八 一 二 三 八 番
 電 話 神 田 二 二 二 八 番
 南 甲 賀 町 八 番

大 同 書 院

大賣捌所

東 京 市 神 田 區 廣 善 東 京 六 二 五 六 番
 電 話 九 段 二 二 六 一 番
 中 京 市 神 田 區 廣 善 東 京 二 七 〇 番
 電 話 九 段 三 二 七 三 番
 東 京 市 神 田 區 廣 善 東 京 三 二 七 〇 番
 電 話 九 段 三 二 七 三 番
 有 斐 閣 書 房
 巖 松 堂 書 店

(部本製刷印院書同大)

野村證券 常務取締役 橋本庄藏著	同	同	同	野村證券調査部編著	新田直藏著	武藤山治序論 新田直藏著	大藏大臣井上準之助序論 新田直藏著	同	同	法學博士 高橋松一郎序 神戸商業 瀧谷善一 大學教授 新田直藏著
低金利時代の財界	不景氣時代の研究	日本經濟の合理化	我國主要産業の諸構成	本邦重要産業の合理化	不景氣打開策	日本經濟の研究	關稅戰上の日本(日支の卷)	關稅戰上の日本(獨佛の卷)	關稅戰上の日本(英、米の卷)	
四六判上製 二〇〇頁	四六判上製 三〇〇頁	菊判五二頁 四六判上製	四六判上製 九六〇頁	四六判並製 三五〇頁	四六判上製 二四〇頁	四六判上製 三三〇頁	近		菊五判 〇〇頁製	
定價一、三〇	特價一、〇〇	定價二、五〇	定價三、八〇	定價一、五〇	定價一、八〇	定價一、八〇	刊		定價二、八〇	
送料一八	送料一八	送料二七	送料二七	送料一八	送料一八	送料一八			送料二七	

